



北海道議會時報

第二卷第四號

議事録長

昭和二十五年四月

目次

◎第一回定例道議會	一
△提出案件	
△議事の経過	
△決議案	
△建議案	
△各派交渉會	
△請願	
◎特別委員會	一九
△豫算審査特別委員會	
△決算審査特別委員會	
△外地同胞引揚對策特別委員會	
△さけ、ます處分に關する調査特別委員會	
◎常任委員會	二〇
△總務△民生△衛生△經濟△水産△商工△林務△開拓及び農地△土木△労働及び建築	
◎會合	二四
△全國都道府縣議會議長會幹事會	
◎雜錄	二六
△積雪寒冷地帯に對する負擔の妥當公正化に關する決議	
△議員の動靜	
◎資料	二七
△北海道開墾法案衆院を通過	
△道州制問題について	
△國の行政と地方の行政—その事務配分の調整について	
△請願及び陳情の取扱について	
△昭和二十四年度豫算現計調	



第一回定例道議會

第一回定例道議會は、三月六日再開せられ、二十五年度豫算案及び知事の重點政策をめぐり、糸川議員（公正）をかはきりに質疑に入り、こゝに凡ゆる角度から鋭い質疑が續行せられたのであるが、特に電源開發、社會政策、失業對策、農、漁山村對策、中小企業の金融對策、教育政策等の諸問題が大きくとりあげられて活潑な論議が交され、豫算、決算については慎重審議の必要を認め、特別委員會設置の動機が提出されて更らに検討が加えられているのであつて、又その審議の状況に照し、四月一日より七日まで更らに會期を延長されることになつたのである。

なお再開後提出せられた案件並びにその経過はつぎの通り。

▲知事から提出された議案

- 議案第六二號 昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加更正豫算
- 同第六三號 昭和二十四年度北海道轉貸資金歳入追加更正豫算
- 同第六四號 昭和二十四年度北海道女子醫專學校費歳入歳出追加豫算
- 同第六五號 北海道起債議決變更の件
- 同第六六號 同
- 同第六七號 同
- 同第六八號 同
- 同第六九號 同
- 同第七〇號 同
- 同第七一號 北海道起債に關する議決取消の件
- 同第七二號 保健所設置條例の一部を改正する條例設定の件
- 同第七三號 北海道立診療所條例の一部を改正する條例設定の件
- 同第七四號 北海道診療所使用料條例設定の件
- 同第七五號 北海道急性中毒患者届出條例設定の件
- 同第七六號 北海道地方労働委員會の報酬及び費用辨償條例設定の件
- 同第七七號 北海道學校法人助成手續條例設定の件

- 同第七八號 北海道公安委員の報酬額及び費用辨償額並びにその支給條例の一部を改正する條例設定の件
- 同第七九號 北海道警札幌競輪場設置及び管理條例設定の件
- 同第八〇號 玩具用普通火工品取締條例の一部を改正する條例設定の件
- 同第八一號 北海道立工業試験場使用料及び手数料條例設定の件
- 同第八二號 北海道公安委員の再任につき同意を求むるの件
- 同第八三號 職員に對する年末一時貸付の件
- 同第八四號 建物買戻契約存在確認等事件の應訴に關する件
- 同第八五號 財産處分に關する件
- 同第八六號 財産の取得に關する件
- 同第八七號 北海道立女子醫學專門學校條例の一部を改正する條例設定の件
- 同第八八號 空知郡美唄町を美唄市とする件
- 同第八九號 旭川市上川郡東神樂村との境界變更に關する件
- 同第九〇號 北海道稅條例の一部を改正する條例設定の件
- 同第九一號 昭和二十五年北海道費歳入歳出追加豫算
- 同第九二號 高等學校の統合移管等に關する件
- 同第九三號 北海道職員定數條例の一部を改正する條例設定の件
- 同第九四號 北海道起債議決變更の件
- 同第九五號 中川郡西足寄村を町とするの件
- 同第九六號 札幌市と札幌郡札幌村との境界變更に關する件
- 同第九七號 昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加更正豫算
- 同第九八號 昭和二十四年度北海道小學校職員恩給金歳入歳出追加更正豫算
- 同第九九號 昭和二十四年度北海道教育資金歳入歳出追加更正豫算
- 同第一〇〇號 昭和二十四年度北海道酪農検査費歳出更正豫算
- 同第一〇一號 昭和二十四年度北海道起債に關する件
- 同第一〇二號 第二二八〇回北海道起債に關する件
- 同第一〇三號 第二二九七回北海道起債に關する件
- 同第一〇四號 北海道起債議決變更の件
- 同第一〇五號 豊羽鑛山株式會社に對する出資の件
- 同第一〇六號 北海道有の警察用財産等の處理に關する件
- 同第一〇七號 昭和二十五年北海道費歳入歳出追加更正豫算
- 同第一〇八號 一時借入金金の件（道營自轉車競技費）
- 同第一〇九號 未開發魚田開發施設（船舶）貸付契約に關する件

同 第一〇號 北海道有林野產物處分特例に關する條例設定の件

同 第一一號 札幌醫科大學附屬病院使用料條例設定の件

同 第一二號 北海道酪農協同株式會社株式の處分に關する件

同 第一三號 北海道魚菜卸賣市場條例設定の件

同 第一四號 昭和二十五年北海道費歳入歳出追加豫算

同 第一五號 昭和二十五年北海道病院費歳入歳出追加豫算

同 第一六號 昭和二十五年北海道費歳入歳出暫定豫算

同 第一七號 昭和二十五年北海道恩給基金歳入歳出暫定豫算

同 第一八號 昭和二十五年北海道小學校職員恩給基金歳入歳出暫定豫算

同 第一九號 昭和二十五年北海道農產物検査費歳入歳出暫定豫算

同 第二〇號 昭和二十五年北海道水產物検査費歳入歳出暫定豫算

同 第二一號 昭和二十五年北海道酪農検査費歳入歳出暫定豫算

同 第二二號 昭和二十五年北海道林產物検査費歳入歳出暫定豫算

同 第二三號 昭和二十五年北海道模範林費歳入歳出暫定豫算

同 第二四號 昭和二十五年北海道公有林費歳入歳出暫定豫算

同 第二五號 昭和二十五年北海道醫科大學費歳入歳出暫定豫算

同 第二六號 昭和二十五年北海道病院費歳入歳出暫定豫算

同 第二七號 昭和二十五年北海道地方競馬費歳入歳出暫定豫算

(報告)

第一 號 昭和二十三年度北海道費 普通會計 歳入歳出諸決算
第二 號 專決處分報告の件

▲議員から提出された議案、決議案及び建議案

議案第九五號 北海道議會會議規則中改正の件

決議案第一號 標準義務教育確保に關する法律案反對決議

同 第二號 電氣事業再編成に當り料金差の調整及び電源開發實施保障要望決議

同 第三號 北海道の特殊事情に基づく地方財政平衡交付金制度運用に關する要望決議

同 第四號 特別職業復舊臨時措置法案を北海道炭礦に適用除外要望決議

建議案第一號 北見及び帯廣の酒精工場を通産省において繼續採策方要望の件

同 第二號 家畜輸送運賃の等級格下げ並びに割引方要望の件

同 第三號 留萌、室蘭、釧路の三港を外米陸揚港に指定の件

同 第四號 國立身體障害者公共職業補導所設置要望の件

同 第五號 石灰窒素の生産に必要な電力確保の件

同 第六號 供出リンク外割當農耕飼料藁麥支拂代金及び温床資材購入資金につき 農業手形による融資に關する件

▲議事の經過

○三月六日午後一時五分開議、諸般の報告のち、議案第一號乃至第六十一號を一括議題に供して質疑に入り、糸川議員(公正)より、(一)昭和二十五年豫算について、(二)農業五箇年計畫について、(三)道の電源開發計畫について、(四)失業對策について、(五)職員配置について、(六)井川議員(民主)より、(一)知事の重點政策について、(二)電源開發について、(三)水産關係豫算の編成について、(四)漁船のデゼル化について、(五)中小企業者の對策について、(六)電源開發推進本部設置について、それぞれ質疑があつて午後三時十五分散會。

○三月七日午前十一時三分開議、諸般の報告のち、前日に引き続き質疑に入り、立原議員(自由)より、(一)稅收入について、(二)職員の旅費について、(三)水産行政の豫算措置について、(四)電源開發について、(五)農業政策の安定について、(六)社會政策推進について、(七)本道綜合開發について質疑があつて休憩、午後二時五十分再開、議案第六十二號乃至第九十號が追加提案せられた旨報告があり、引續いて質疑に入り、時田議員(農協)より、(一)寒地農業確立について、(二)酪農指導について、(三)家畜類の衛生施設について、(四)酸土耕作改良について、(五)道の機械改革について、(六)開拓農家と既存農家の指導区分について、(七)優良原種圃の道營について、(八)實業教育の實施について、(九)保證協會に對する融資について、(十)ソーダ工場について、(十一)平衡交付金について、(十二)甜菜耕作について、(十三)魚田開發及び小手繰轉換對策について、(十四)農業協同組合の指導についての質疑があつて午後四時四十分散會。

○三月八日午前十一時十五分開議、諸般の報告のち、追加提出議案第六十二號乃至第九十號について知事の説明があり、議案第八十四號及び第九

十號を議題に供し、本案は何れも緊急を要するため委員會の審査を省略して原案の通り可決、議案第一號乃至第八十三號第八十五號乃至第八十九號を一括議題に供して質疑に入り、荒議員（社會）より、(一)道綜合開發について、(二)電源開發について、(三)農村經濟安定對策について、(四)中小企業對策について、(五)社會政策についての質疑があつて休憩、午後一時五十分再開、宮津議員（自由）より知事の答辯に對する緊急質問があり、引續いて一般質疑に移り、西田議員より、(一)道營電源開發について、(二)道營電源開發推進本部の設置について、(三)農村經濟安定對策について、(四)社會政策について、(五)人件費の節約と行政機構の簡素化についての質疑があつて、岩田議員（自由）より議事進行について發言、ついで齋藤藤議員（民主）より、(一)知事の重點政策について、(二)平衡交付金について、(三)職員旅費について、(四)電力再編成について、(五)中小企業と金融問題について、(六)高等學校再編成について、(七)一時借入金にかかる専決處分についての質疑があつて午後四時四十五分散會。

○三月九日午前十一時四十五分開議、諸般の報告のち、決議案第一號を日程に追加議題に供して原案の通り可決、引續いて質疑に入り、本多吉議員（農協）より、(一)市町村道路の改修豫算について、(二)治水事業について、(三)入殖問題について、(四)既村農家と開拓農家に對する牛の貸付方法について、(五)國民健康保險組合の再建對策について、(六)農村醫療施設の擴充強化について、(七)戦歿者遺族に對する生業資金の貸付方についての質疑があつて休憩、午後二時再會、引續いて質疑に入り、青木議員（社會）より、(一)電源開發の必要性について、(二)保健衛生特に結核對策の強化について、(三)防火設備の強化について、(四)市町村道路の改修豫算の増額及び船入の増設について、(五)統制撤廢に伴う木材業者の指導について、(六)植林運動の具體化について、(七)公有林、模範林の兩特別會計の一本化について、高橋（源）議員（民主）より、(一)中小企業の金融措置豫算について、(二)中小企業を對象とする金融機關の措置について、(三)貿易事業の振興對策について、(四)電源開發企業に對する收支の計算について、(五)水産物統制廢止後の

措置について、(六)統制撤廢後における水産物検査所員の定員について、田中（巖）議員（自由）より、(一)二十三年度決算中の監査委員よりの指摘事項の増加について、(二)吏道の刷新について、(三)二十四年度の道稅廢入状況について、(四)勞働政策の恒久對策について、(五)青少年の指導教化について、(六)高等學校の再編成について、(七)男女共學の實施對策について、(八)教育委員會と教育長との分野について、(九)農漁村における定時制高校の設置について、(十)私立學校に對する措置について質疑があつて午後四時三十分散會。

○三月十日午前十一時三十七分開議、諸般の報告のち、決議案第二號を日程に追加議題に供して原案の通り可決、前日に引續いて質疑に入り、吉田（豊）議員（自由）より、(一)保健衛生施設の擴充強化策について、(二)水産物統制撤廢に伴う悪質荷受機關の整理について、(三)商工振興對策について、(四)北法文學部創設に關する寄附金について、(五)道民生活の安定策について、(六)道營札幌競輪場工事を二十五年豫算に計上した理由について、(七)電源開發についての質疑があつて休憩、午後二時十分再會、窪田議員（公正）より、(一)電源開發問題について、(二)魚田開發に要する豫算の計上方について、(三)函館市に對する社會事業施設及び失業對策について、(四)鑛山行政について、(五)教育問題について、宮北議員（農協）より、(一)教育に對する二十五年年度重點政策について、(二)馬産事業より乳牛事業に對策を變更したる理由について、(三)道營製藥工場の計畫について、(四)電源開發による料金の値上に伴う水田經營に對する救済方法について、(五)道の行政機構の改革整備について、(六)札幌市南四條道路の知事の立退命令に對する基礎について、(七)本間（武）議員（社會）より、(一)金融政策について、(二)輸出貿易の振興策について、(三)小手繰の轉換對策について、(四)PTAの寄附（負擔）の過大及び標準義務教育費の確保に關する法律案の否決を見た場合の對策について、それぞれ質疑があつて午後五時散會。

○三月十一日午後二時四十五分開議、諸般の報告のち、決議案第三號及び第四號を日程に追加議題に供して原案の通り可決、前日に引續いて質疑

に入り、林議員（民主）より、（一）婦人の社會教育問題について、（二）知事の重點政策民生安定策について、（三）生業資金の増額方途について、（四）婦人を對象とする福祉施設対策について、（五）山内議員（無所属）より、（一）電源開發問題について、（二）失業對策問題について、（三）附加價值税の道産業に及ぼす影響について、（四）共同作業所に對する貸付金の計上なき理由について、それぞれ質疑があり、質疑を終了。中牧議員（自由）より、議事進行について發言、豫算、決算については慎重なる審議を行うため、豫算、決算に對しては個別に特別審査委員會を設置せられたい旨の動議を提出、直ちにこの動議を議題に供し、賛成があつてそのことに決し、豫算三十一名、決算十一名の委員を指名選任、續いて諸般の報告ののち、議案第六十一號、第七十一號、第八十三號、第八十五號乃至第八十九號を一括議題に供し、それぞれ原案の通り可決、ついで議案第九十五號を日程に追加議題に供して原案の通り可決、知事より追加提出議案について説明があつて午後四時四十分散會。

○三月十三日午後一時三十五分開議、諸般の報告ののち、日程を變更して議案第九十一號乃至第九十四號及び報告第三號を議題に供し、田中（嚴）議員（自由）より、高校再編成に伴う豫算について質疑があつて休憩、午後六時四十八分再開、諸般の報告ののち、議案第九十四號を議題に供して原案通り可決、議案第六十二號の即決を諮つたところ、宮坂議員（民主）より、一、電力開發費の執行に當つては、未開發電源の調査を行い、將來道全體の電源開發に資すべき調査諸費に充事すべきこと、二、北海道紹介映画畫作費に充事すべき經費は映畫製作の内容に鑑み、季節的に困難と認められるが、豫算の趣旨に反せざるよう執行することの希望條件を附して原案可決すべしとの動議を提出、糸川議員（公正）より、一、現下の狀勢により二十四年度追加豫算に計上せられた議事堂建築費を削除し、これを道職員の旅費に充事すべしとの動議を提出、糸川議員の動議は賛成者少數で否決、宮坂議員よりの希望條件を附し原案賛成の動議は可決された。ついで決議案第五號を日程に追加議題に供して原案の通り可決、各委員會の審

議その他の關係より會期を三月三十一日まで延長し三月十四日より二十七日まで休會することを決定して午後六時五十七分散會。

○三月二十八日午後二時五十三分開議、諸般の報告あつて休憩、午後五時三分再開、追加提案の議案第九十六號乃至第一百十二號について知事の提案理由の説明があつて、議案第九十六號乃至第一百四號及び第九十九號、第一百十一號を原案の通り可決、議案第一百五號について諮つたところ、山内議員（無所属）より異議ある旨の發言があり、起立の方法による採決の結果、賛成者多數で原案の通り可決、議案第一百六號乃至第一百八號、第二十號、第一百五號を委員會に付託、豫算委員會の議案審議その他の關係より三月二十九日、三十日の兩日を休會することに決定して午後五時十三分散會。

○三月三十一日午後一時五十分再開、諸般の報告ののち、各委員會付託案件の審議の狀況より會期を四月七日まで七日間延長することについて諮りそのことに決定、井川外地同胞引揚對策特別委員長（民主）より、在外同胞の引揚狀況について報告、建議案第一號乃至第六號を一括議題に供し、後藤經濟副（農協）、齋藤（藤）商工正（民主）、西村労働及び建築副（社會）の各委員長より、それぞれ建議案についての趣旨辯明があつて、何れも原案の通り可決、追加提案の議案第一百三號乃至第二百二十七號について知事の提案理由の説明があつて休憩、午後五時二十五分再開、小川衛生（自由）齋藤（正）總務（社會）、西川林務（民主）、武田民生（農協）齋藤（藤）商工（民主）の各委員長より付託議案の審議經過並びに結果についてそれぞれ報告、議案第四十五號乃至第四十九號、第五十一號、第五十八號及び第五十九號、第七十二號乃至第八十一號、第六十六號、第一百十二號、報告第二號を一括議題に供し何れも委員長長の報告通り可決、民生、水産、林務、土木、衛生、經濟、商工、開拓農地、労働建築、の各委員會審査の請願及び陳情につき、委員會報告の通り可決、日程に議案第一百三號乃至第二百二十七號を追加、福島議員（無所属）より、（一）當然必要を認められた昭和二十四年度當初において暫定豫算を提案せざるに、昭和二十五年年度において暫定豫算を提案せる理由について、（二）暫定豫算に計上の算出基礎について質

疑があり、ついで議案第百十三號、第百二十七號を一括議題に供して原案の通り可決、議案第百十四號、第百十五號を豫算委員會に併託し、なお委員會の審議の關係より四月一日より四月四日まで休會することに決定して午後六時二十五分散會。

▲決 議 案

決議案第一號

標準義務教育費確保に關する法律案反對決議

議長 坂 東 秀太郎君外全員提出

文部省が立案し國會に提出せんとしている「標準義務教育費確保に關する法律案」は、義務教育費に要する經費につき、標準教育費の名の下に、文部大臣が直接義務教育費の額を決定し、しかもこの決定額について、各負擔義務者たる地方公共團體に對し、無條件にこれが支出を強いるものであつて、地方公共團體における知事の豫算編成權と議會の議決權を無視するものである。

地方公共團體においては、義務教育費の重要性とその確保については、もとより十分認識してゐるのであるが、地方財政は各種行政費を自主的綜合的に把握運営するものでなくてはならない。

然るに本法案の如く、教育費だけを別箇の基準により法定不動とするときは勢い他の經費を不當に壓縮せざるを得ない事態を生ずる虞があるばかりでなく、地方行政部門毎にそれ／＼支出定額を定める特別法制定の弊を誘致し、切角、個々の補助金や負擔金を廢止して綜合的な平衡交付金制度により地方財政の均衡化を實現せしめようとするシャウブ勸告の趣旨を全く没却するものであつて中央官僚統制の下、地方自治法の自主性を破壞するものである。

茲に本議會の決議を以て「標準義務教育費確保に關する法律案」に反對する。

昭和二十五年三月九日

北海道議會議長 坂 東 秀太郎

内閣總理大臣、内閣官房長官、文部大臣、地方自治廳長官、衆議院議長

參議院議長

右決議する

北海道議會

決議案第二號

議長 坂 東 秀太郎君外全員提出

電氣事業再編成に當り料金差の調整及び電源開發實施保障要望決議

北海道の電力事情は開發の進展に伴いその需要激増し、現在需要量の六〇％をみたすに過ぎないため産業界は洵に窮迫せる事態の下に速かなる電源開發を念願し、政府の本道開發五カ年計畫の完全實施に大なる期待をかけている。

然るに政府は電氣事業の民主化と企業能率向上を理由に、近く電力の分割經營に關する法案を國會に提出するやに仄聞するが、電氣事業における本道の後進性は斯る分斷による獨立採算制の適用によつて、北陸地方との電力料金差において約三倍となり生産の均等化が根本的に破壊され、従つて將來の電源開發も全く望み難い状態に立至り、本道の産業は壊滅的打撃を受けることが憂慮せられる。特に本道は近く國會に提出せられる北海道開發法案の通過を俟つて、我が國産業復興の基盤としてその綜合開發を實施せんとしているが、その原動力たる電源開發に支障を來すときは、その期待も全く失われるの結果を招來する。

依つて電氣事業の再編成については、地帯間の料金差を調整してこれを平等化し生産の機會均等を圖るとともに、本道電源開發五カ年計畫は國費を以つてこれを開發する等電源開發の實施を保障するの方途を確立せられざる限り斷乎これに反對せざるを得ない。

茲に本議會の決議を以つて、電氣事業再編成に當り料金差の調整及び電源開發實施の保障を強く要望する。

昭和二十五年三月十日

北海道議會議長 坂 東 秀太郎

内閣總理大臣、内閣官房長官、通商産業大臣、資源廳長官、地方自治廳長官、衆議院議長、參議院議長宛

右決議する

北海道議會

決議案第三號

議長 坂東 秀太郎君外全員提出

北海道の特種事情に基づく地方財政平衡交付

金制度運用に關する要望決議

シヤウブ税制使節團の勸告に基づく地方財政平衡交付金は道財政にとり極めて重要な財源であり、本制度運用の如何は延いて本道自治の確立振否に重大なる影響を齎すものである。

由來本道は開拓の歴史尙淺く、その人口密度は僅かに全國平均の半に充たざるのみならず、民度又低くして財力貧困なるに加え地域廣漠、寒冷積雪等の條件に阻まれて、その行政費増高し財政は極度に逼迫を告げつゝあり、諸般の施設經營の普及度に於て見るも他、府縣の水準に比べ著しく低く、今後自治の本旨に則り行政の自主的振興を圖り、且つは國家的要請に應えて本道の有するホープを具現せんには極めて多額の經費を要すること明かなる實情に鑑み、本交付金制度の運用に當りては特に左の措置を講ぜられんことを要望する。

一、自治發達の度低く而も施設經營の水準著しく低き團體に對しては單に現状保持程度の財源交付に止まらず府縣一般の水準に達し得る迄の財政需要を測定して自治の擴充振興を圖るに充分なる財源附與の途を講ずること
二、面積廣大にして交通極めて不便の状況にあり、且つ寒冷、積雪地帯たる特殊事情あるにかゝらず、これが財政需要の算定については右諸條件に基き各種の加算割合は著しく低きに過ぎるを以て克く本道の實態に適合する如く加算割合を定むること
三、國家的見地に基づく開發事業の施行に伴い、その基本的施策の圓滑なる運営を圖らんがため、これに附帶して毎年度多額の道費支出を餘餘なくせられつゝある實情にあり、これら國策の要請に基き地方負擔分についても交付方法を講ずること。

右本議會の決議を以つて要請する

昭和二十五年三月十一日

北海道議會議長 坂東 秀太郎

内閣總理大臣、内閣官房長官、大藏大臣、地方自治廳長官、衆議院議長、參議院議長

右決議する

北海道議會

決議案第四號

議長 坂東 秀太郎君外全員提出

特別鑛業復舊臨時措置法案を北海道炭礦に適

用除外要望決議

戰時中の強行出炭により、主として山口、九州炭礦地帯に發生した土地の陥没等の鑛害に關し、全國炭礦業者の共同負擔を以つてこれを復舊せんとする特別鑛業復舊臨時措置法案が目下國會において審議中であるが、法案の對象たる鑛害の發生が絶無であり、且つ炭價統制の撤廢、配炭公團の解散等石炭行政の轉換に伴い、自立態勢確立に苦闘を續けている北海道炭礦に對しても均しく法案の復舊團に對する納付金を強制することには強く反對せざるを得ない。

抑々戰時中の強行出炭は國の要請に基きくものであつて、これにより生ずる損害賠償は當然政府の責任に歸せらるべきであることは、臨時石炭鑛業管理法第四十條の規定に明かなところであり、且つ特別鑛害と全く關係のない北海道炭礦に關係炭礦と同様の負擔を強いることは甚だ不合理である。

若し國が全額負擔の餘力がないとするならば三分の二を國庫、三分の一を關係炭礦において負擔すべきであるとの日本石炭協會評議員會結論によつて措置さるべきであり、鑛害絶無の本道炭礦に對しては右法案の適用を除外せられたい。

右本議會の決議を以つて要請する

昭和二十五年三月十一日

北海道議會議長 坂東 秀太郎

内閣總理大臣、内閣官房長官、通商産業大臣、資源廳長官、衆議院議長、參議院議長

右決議する

北海道議會

▲建議案

建議案第一號

經濟委員長 蒔田余 吉君提出

北見及び帯廣の酒精工場を通産省において繼續操業方要望の件

一、諸類統制の變革に伴う北海道馬鈴薯耕作農民の經濟的、心理的影響を考慮し、北見及び帯廣の酒精工場を従來通り通産省において繼續操業せられたい。

(理 由)

北海道における馬鈴薯は寒地農業の適作物として九萬町歩の作付をなしているが、最近の諸類統制の變革に伴い、本年度生産される馬鈴薯の消流について農民は非常な不安の念をいだいている現況である。しかしして生馬鈴薯、二番粉或は澱粉粕の消流に多大の役割を果していた北見及び帯廣の通産省直營酒精工場が民間に拂下げられることとなつたので、民間においてこれを繼承せんとしたが、現在に至るもお手續その他諸種の事情により繼承することができずこのまゝ放置せんか、自然操業不能の立場に陥り、これがため馬鈴薯耕作農民の不安は一層倍加せられる恐れがあるので寒地農業經營の不安を一掃せしめるため、従來通り北見及び帯廣の酒精工場を通産省直營として繼續操業せられんことを要望する。

建議案第二號

經濟委員長 蒔田余 吉君提出

家畜輸送運賃の等級格下げ並びに割引方要望の件

一、有畜農業の確立と農家經濟の安定に資するを目的とする家畜消流の圓滑化を圖るため、家畜運賃の等級格下げ並びに割引の措置を講ぜられたい。

(理 由)

我が國の農村は、今や農業恐慌の波に覆われんとし、その經濟は刻々悪化の様相を呈しているが、これを救うの途は生産の堅實な發展と生産コストの低減を目的とした經營の確立を圖らしめることにあるのであつて、このためには有畜農業の推進により立體的な經營を確立するとともに、地力の回復増進を圖ることが重要な施策である。

しかるに農家經濟の逼迫に伴い、家畜導入の進度が鈍り農業經營を砂碇に陥し入れんとするとき、國鐵貨車運賃の値上が實施せられたことは、この傾

向に一層の拍車を加え、特に北海道に家畜の内地補給源地としての地位にあつて、家畜消流の不圓滑は直ちに主畜農家の經濟崩壊をきたすことは必然である。

依つて有畜農業の確立と農家經濟の安定に資するを目的とする家畜消流の圓滑を圖るため家畜運賃の等級格下げ並びに割引等の措置を速かに講ぜられんことを要望する。

建議案第三號

商工委員長 齋藤 吉君提出

留萌、室蘭、釧路の三港を外米陸揚港に指定の件

一、本道の地域的特殊事情及び主要食糧配給の迅速圓滑化を圖るとともに、貿易振興策の一環として、現在の外米陸揚港たる小樽、函館港の外に留萌、室蘭、釧路の三港を外米陸揚港として指定せられたい。

(理 由)

従來本道における外米の陸揚港として函館、小樽の兩港に限られていたのであるが、本道は内地府縣と異り地域廣大にして殊に中部、西北部及び東部地區に到る諸物資の陸送は常に輻そうして相當の日時を要し、主要食糧の如く迅速にその配給を圖らねばならぬものについては、これが輸送に苦慮している現況である。

依つて主要食糧の迅速圓滑なる消流を圖るため、地域的に恰適する陸揚港として倉庫、荷役能力等においても完全なる留萌、室蘭、釧路の三港を外米陸揚港に追加指定せられ併せて貿易振興策に資與せしめられたい。

建議案第四號

勞働及建築委員長 佐藤 吉次郎君提出

國立身體障害者公共職業補導所設置要望の件

昭和二十五年において北海道に國立身體障害者公共職業補導所を設置せられたい。

(理 由)

北海道の身體障害者はその總數約二萬名を算え、この中幼少者、勞働不能者及び既に自立している者等を除き適切な職業補導によつて、自立せしめる必要のある者約一千五百名の多きに達し、且つ現在有職者にあつても諸般の事情から適職補導の希望者多く、これらに對する職業補導施設の要望は洵に

痛切なるものがある。

然るに現存の一般公共職業補導所並びに授産場等は何れも健體者及び輕度障害者を對象とするため、殆んど利用不可能の實情にあり、今にして特別の指導保護を興えないときは益々困窮化し、社會怨嗟の氣運さえ増長し深刻なる社會問題と化する處がある。

もとよりこれらの者には、生活保護や身體障害者福祉法等の保護があるがその實情は極めて不徹底であつて、是非とも積極的恒久方法を以つて自立の途を講ずることが必要である。

而してこの用途を以つて、現在全國六カ所に設置された國立身體障害者公共職業補導所は本道に設置なく、最も近い宮城縣の本施設にさえ、本道よりは距離、經費の關係からこれを利用すること殆んど不可能に等しい實情であるから特別の詮議を以つて二十五年に於いて本道に國立身體障害者公共職業補導所を設置せられんことを要望するものである。

建議案第五號

經濟委員長 蒔田余 吉君提出
石灰窒素の生産に必要な電力確保の件

一、石灰窒素八千噸の生産を確保するため昭和電工株式会社旭川窒素工場で使用する所要電力量三千五百萬キロワットの確保を期せられたい。

(理 由)

北海道における昭和二十五年の石灰窒素肥料の需要量は約九千噸でありしかして本道唯一の石灰窒素の生産工場たる昭和電工株式会社旭川工場においては電力不足のため生産能力(一萬六千噸)の二〇%乃至三〇%より操業が不得ないため、道内需要の大部分は遠く本州各地工場産を移入しなければならぬ現況であつて、しかも石灰窒素は極めて優秀な肥料であるが長途の輸送には硫酸等の如く安定性がなく、そのため變質をきたすことも多く、従つて道内需要者は非常に不利を蒙つてゐる實情である、今回昭和電工株式会社旭川石灰窒素工場では凡ゆる悪條件を克服し、最低限度において年産八千噸即ち現有設備能力の五〇%の操業を行い道内需要に應ぜんとして努力中であるが、石灰窒素生産に不可欠な電力量の不足により到底これが生産を期し得られない現況であつて、このまゝの状態を推移するにおいては本工場の操業中止或は閉鎖を見るに至り、酸性土壌矯正に必要欠くことのできな

化學肥料たる石灰窒素は擧げて本州各工場のものを移入しなければならぬなることは明らかである。

斯くては本道農民は高價にして、しかも變質の恐れある石灰窒素肥料の使用を餘儀なくせられることは必至であり、北海道農業經營の上に大きな悪影響を興えることとなるから、昭和電工株式会社旭川石灰窒素工場において年産八千噸の石灰窒素肥料に必要な電力所要量三千五百萬キロワットの確保を期せられんことを強く要望する。

建議案第六號

經濟委員長 蒔田余 吉君提出
供出リンク外割當農耕飼料燕麥支拂代金及び
温床資材購入資金につき農業手形による融資
に關する件

一、現下農家經濟の逼迫に鑑み供出リンク外割當農耕飼料燕麥支拂代金及び温床資材(障子、木枠設置「更新」)に要する資金について農業手形による融資方途を速かに講ぜられたい。

(理 由)

過重なる供出割當を擔いつゝ春耕期を迎えた農民は、經濟的脆弱化と寒地農業の悪條件を克服し、且つ農業經營の合理化を圖りつゝ農業再生産の準備體制に努めつゝあるが、昨年度未曾有の早害その他の障害にわざわいされ農村の金詰りは今やその極に達し農耕期を控えその準備體制が困難となり今回配給割當になつた農耕飼料燕麥代金の支拂及び温床資材の購入資金にも窮乏してゐる現況にして、このまゝの状態を推移するにおいては、農業再生産上重大なる支障をきたすことは明らかであるから現下農家經濟の現況に鑑み供出リンク外割當農耕飼料燕麥十六萬七千俵の代金一億七千一萬六千圓及び温床資材資金(障子枠、木枠設置坪數の一割補修)一億二千五百九千六百圓に對し農業手形による融資方途を速かに講ぜられんことを要望する。

▲各派交渉會

第一回定例道議會再會後における各派交渉會の議に上つた事項は次の通り

である。

○三月六日

一、道議會議事堂建築工事は本年末までに完成するように取進めることに決した。

一、山口事務局長から標準義務教育費に關する法律案反對積雪寒冷地方の税制改革地方財政委員會の全國議會代表委員參加等の諸問題につき報告があつた。

○三月九日

一、標準義務教育費確保に關する法律案反對決議案を全員提出とする。

一、豫算委員會及び決算委員會を特設し豫算委員を三十一名決算委員を十一名とする。

一、總豫算を議する以外の本會議では質問事項を通告し參與員を最小限とするに決した。

○三月十日

一、北海道開發法問題につき接衝のため休會中上京委員六名を派遣することに決した。

一、電氣事業再編成に當り料金差の調整及び電源開發實施保障要望決議案を全員提出とすること。

一、十一日散會に引續き齒舞諸島及び千島列島返還懇請問題につき全員協議會を開催すること。

○三月十一日

一、事務局提出の會議規則申請願陳情に關する改正試案を承認するに決した。

一、北海道の特殊事情に基く地方財政平衡交付金制度運用に關する要望決議案及び特別鑛害復舊臨時措置法案において北海道炭鐵適用除外要望決議案を全員提出とすること。

一、昭和二十四年度國民健康保險組合道連合會補助金五十萬圓増額につき諒解した。

一、北海道電源開發推進委員會は、自由、農協より各三名民主、社會より各二名、公正より一名を推薦すること。

○三月十三日

一、齒舞諸島及び千島列島返還懇請決議案を全員提出とすること。

一、今議會の會期を三月三十一日まで五日間延長、尙委員會開會のため十四日より二十七日まで休會とする。

○三月二十八日

一、豫算委員會審査未了のため二十九日より二日間休會することに決定。

一、議會運營委員會の設置方について宮津議員から發言あつたが、三十一日に各派の意見を提出することになつた。

○三月三十一日

一、議會運營委員會の設置について、各派の意見が提出されたが結局從來通各派交渉會によることとし、只交渉會における各派の委員數その他改善の要否等につき更に研究することとなつた。

一、坂東議長から北海道開發法案並びに齒舞諸島と千島列島の返還陳情についての上京經過を報告された。

一、太田議員から電氣事業促進に關する上京經過の報告があつた。

一、豫算委員會審査未了のため四月七日まで七日間會期を延長し尙四日まで休會することに決定。

▲請願

第一回定例道議會において各常任委員會に付託した請願は次のとおりである。

付託委員會	請願番號	件	名	請願者
土	木請願第三九號	虻尻村の上下水道施設に對し補助交付金	虻尻村長	志水
		付の件		要

同	同第一〇四號	道路の新設及び改良工事施行の件	帶廣市長 藤 龜太郎
經	濟同第一〇五號	農藥工場設置費に對し道費助成の件	北興化學株式會社 山本 正志
士	木同第一〇六號	昆布森船入洞築設に關する件	昆布森村長 加藤 正一
經	濟同第一〇七號	地力増進施策に關する件	北海道農材工業會社 大川 義男
林	務同第一〇八號	厚岸町周邊を道立公園に指定の件	厚岸町長 岐 紀文
商	工同第一〇九號	厚岸科學博物館設置に對し道費助成の件	厚岸町長 岐 紀文
民	生同第一一〇號	消防機構強化に關する件	札幌市消防長 瀨田 一雄
士	木同第一一一號	東旭川登山口大雪山國立公園觀光自動車道路開さく工事促進の件	東旭川村長 玉井 健吉
同	同第一一二號	帶廣市道橋架替工事費に對し道費補助交付の件	帶廣市長 佐藤 龜太郎
同	同第一一三號	帶廣市緑ヶ丘公園造成工事費に對し道費補助交付の件	同
同	同第一一四號	帶廣市墓地造成工事費に對し道費補助交付の件	同
林	務同第一一五號	木材検査に關する件	北海道興材株式會社 奥川 賢次郎
民	生同第一一六號	北海道社會事業協會附屬病院診療施設擴充強化計畫事業費に對し道費補助に關する件	附屬函館病院長 渡邊 綱彦
衛	生同第一一七號	中川村字共和に道立保健診療所設置の件	中川村長 齋藤 吉平
民	生同第一一八號	國民健康保險再建對策に關する件	俱知安町國民健康保險組合理事長 松實 三
商	工同第一一九號	木材乾燥場設置に對し道費助成の件	帶廣市商工會事務所頭 中島 武一

水	產同第一二〇號	小樽市に水族館新設の件	小樽市議會議長 岩谷 靜衛
總	務同第一二二號	道立吃音矯正所設置の件	札幌市北一條西二〇丁目 今村 明二
開拓農地	同第一二三號	開拓團地に對する土地改良及び學校施設の助成の件	中川村長 齋藤 吉平
士	木同第一二三號	天鹽川に堰内橋架設の件	同
民	生同第一二四號	國民健康保險再建對策に關する件	苫小牧市長 山中 正太郎
衛	生同第一二五號	松前町に道立病院設置の件	大島村長 富江 德藏
同	同第一二六號	松前町に道立保健所設置の件	同

第一回定例道議會で採擇に決した請願は次のとおりである。

請願番號	件名	請願者
請願第一號	サロベツ川切替工事施行の件	豊富村長 相馬 惣三郎
同第三號	北海道米作研究会に對し道費助成の件	北海道米作研究会會長 中村 幸次
同第四號	薪炭生産に對し補助助成の件	北海道薪炭生産林産組合會長 舟川 幸作
同第九號	橋梁架替及び道路復舊補助工事の件	新得町長 杉本 義一
同第十號	川上―美河間道路改良工事施行の件	三石村長 廣田 時治
同第一一號	三石港擴張工事繰續施行の件	同
同第一三號	門別川改良工事施行の件	門別村長 松本 末吉

同 第一八號	富武士船入洞築設工事に對し道費補助の件	佐呂間村長	民治一名
同 第一九號	佐呂間村市街側溝施設工事(コンクリート)施行の件	同	
同 第二一號	十勝川上流域治水工事施行促進の件	清水町長	松平信介 外五名
同 第二二號	土地改良事業に對し補助交付の件	美幌町長	近野吉次 外二六名
同 第二三號	枝幸町の下水道敷設工事に對し道費補助の件	枝幸町長	齋藤 外一名
同 第二五號	石狩川 秋月橋 金星橋間築堤改修工事施行の件	旭川市長	前野 與三吉
同 第二七號	太櫛村字鶴泊―日中戸間道路新設工事促進の件	太櫛村長	兩坂 清五郎 外一名
同 第二八號	古樽多船入洞築設に對し補助金交付の件	同	
同 第二九號	散發的土地改良事業に對し補助交付の件	網走市農業協同組合長	小笠原 惠 外二〇三名
同 第三一號	室蘭市に水族館設置の件	室蘭市議會議長	宇賀 金男
同 第三二條	町村費支辨河川鑑別川を道費支辨河川に昇格の件	弟子屈町長	佐藤 惣五郎
同 第三三號	準地方費道摩周道路工事完成の件	同	
同 第三四號	囑託登記費道費支出の件	農地委員長 北海道連合會會長	幡野 直次 外一名
同 第三七號	上美唄國地の教育施設整備の件 (但し一部町負擔)	美唄町長	櫻井 省吾 外一名
同 第三八號	猿拂村知來別(無隣部落)に道立診療所設置の件	猿拂村長	佐藤 貞雄 外一名
同 第三九號	焼尻村の上水道施設費に對し補助交付の件	燒尻村長	志水 要

同 第四〇號	頓別川治水工事及び奥地林野の植樹施行の件	頓別村長	佐々木 熊一 外一名
同 第四三號	船泊村に船入洞築設の件	船泊村長	釣部 義雄
同 第四五號	穂別川の災害土木復舊工事施行の件	穂別村長	横山 正明
同 第四六號	上磯町「茂別村間及び茂別村地區内海岸道路開さく」の件	上磯町長	落合 平三郎 外三名
同 第四九號	東藻琴村字山園―地方費道網走―釧路港線に結ぶ道路開さく」の件	東藻琴村長	吉田 三伊
同 第五〇號	知内村小谷石部落に道立診療所設置の件	知内村長	永田 信雄
同 第五二號	利別川護岸並びに兩岸築堤工事施行の件	池田町長	新津 秀 外九名
同 第五三號	北海道中小上水道敷設事業に對し道費補助の件	美唄町長	櫻井 省吾 外九名
同 第五六號	厚内漁港築設工事施行の件	大津村長	水澤 一四郎 外四名
同 第五七號	道路改修工事施行の件	更別村長	石田 初太郎
同 第五九號	豊平川に橋架設の件	篠路村長	大沼 三四郎 外六八名
同 第六〇號	瓦斯事業擴張資金に對し道の特別保障の件	北海道瓦斯株式會社 常務取締役	佐々木 健介 外二名
同 第六四號	利尻島の「ヂーゼル發電所建設に對し工事費の一部道費助成」の件	鷲泊村長	湯 佐 定七 外七名
同 第六六號	簡易軌道の維持費助成繼續の件	北海道殖民軌道運行組合 連合會長	吉野 恒三郎
同 第六七號	遺族の援護に關する件 (但し一般生活困窮者對策の面より援護する)	旭川市六條西十一丁目 北海道連遺族會代表	坂東 浩一
同 第六八號	準地方費道網走―置戸線の道路延長昇格の件	置戸村長	阿部 重美

同 第六九號	北海道酪農協同株式會社株式道廳持株を酪農民に譲渡の件	北海道酪農協同會長 磯野谷平藏
同 第七〇號	ペペルイ川改修工事促進の件	中富良野町長 森善治 外一名
同 第七一號	市街地道路側溝新設工事施行促進の件	同
同 第七二號	ヌツカクシフラスイ川護岸工事施行促進の件	同
同 第七四號	開拓道路新設並に音更川に橋梁架設工事施行の件(但し橋梁架設は調査の上決定)	中士幌音更川架橋期成會長 洞山 外二名
同 第七五號	雨龍川に橋梁架設の件	北龍村長 山本幸司 外一名
同 第七六號	電源開發に關する件	美唄町議長 菅原勇吾
同 第七八號	頓別港築設の件	頓別村長 佐々木熊吉 外二名
同 第八〇號	共同作業施設運轉資金貸付の件	函館共愛會共同作業所長 大上眞宏 外二名
同 第八一號	生業資金貸付制度に對する要望の件(但し生活困難者個人を對象に貸付二項の優先的字句は認められず)	職業輔導事業協會會長 大上眞宏
同 第八二號	遠別川治水計畫促進の件	遠別町長 加藤源治
同 第八三號	遠別町字正修羽一幌町字築別間の産業道路開さくの件	同
同 第八四號	遠別町字東野一中川村字共和間道路改良促進の件	同
同 第八六號	函館市、大森町字賀浦町、日の出町、金堀町湯の濱町地先海岸護岸築設工事施行の件	函館市長 宗藤大陸
同 第八七號	船入洞築設工事施行の件	和田村長 西田豊平
同 第八八號	畜牛増殖の件	北海道畜牛増殖期成會長 近野吉次 外一名

願請番號	名	請願者
同 第八九號	新篠津村北村地先石狩川に北新橋を架橋の件	新篠津村長 野村忠三郎 外二名
同 第九八號	種牡馬の確保に關する件(但し種牡馬の整備は頭數にこだわらずして趣旨を認める)	全道馬事大會實行委員長 源一善 外一名
同 第一〇二號	耕土改良事業施設の擴張強化の件	北海道耕土改良協議會會長 松本六太郎
同 第一〇五號	農薬工場設置費に對し道費助成の件	北興化學株式會社 山本正志
同 第一〇七號	地力増進施策に關する件	北海道農材下業株式會社 大川義男 外四名
同 第一一〇號	消防機構強化に關する件	札幌市消防長 瀧田 外一名
同 第一一六號	北海道社會事業協會附屬病院診療施設擴充強化計畫事業費に對し道費補助に關する件	附屬函館病院長 渡邊綱彦
第一回定例道議會で不採擇と決した請願は次のとおりである。		
同 第十七號	土地區劃整理施行の件(理山町において補助計敷を樹て道と連絡の上施行せられるべきである)	厚岸町長 土岐記文
同 第二〇號	釧路市道湯波内線を準地方費道に昇格の件(理由(現状のままで支障ないものと認める))	釧路市長 佐久間宏平
同 第二六號	村道(眞武士道路)を準地方費道に昇格の件(理由(理由が薄弱であり現状のままで支障ないものと認める))	佐呂間村長 柴 外一名
同 第四八號	釧路市道湯波内線を準地方費道に昇格の件(理由(理由が薄弱であり現状のままで支障ないものと認める))	新得町長 杉本 外一名
同 第五四號	町道(斜里市街一川上九號間)を準地方費道に昇格の件(理由(美幌線に編入の件(附近に並行線を準地方費道に昇格の件))	斜里町長 米澤 外一名
同 第五五號	漁業資料の被害額に對し道費補助の件(理由(入會協議會において入會による沿岸漁民の被害に對し見舞金出資のことに決したのでこれをもちつて充當することを適當と認める))	梺別村長 大石橋 外四名

同 第六一號	旭川馬場付料引上に關する件 理由(地家賃統制令の改正まで増額實施は不可能である)	上川生産農業協同組合 會長 秋山孝太郎
同 第六三號	道管製薬工場設置計費を廢し道立藥品研究 所設置要項の理由(工場は民業を 壓迫せざるより運営するとともに藥品研究 をもなすものである)	北海道製薬品生産協同會長 岡島元三郎
同 第七三號	理由(道の計費頭数よりして上川管内に 五〇〇頭の貸付は不可能である)	上川支廳管内町村會會長 富良野村長 古東久平 外五名
同 第九七號	美瑛町のラジオ共同聴取施設事業に對し道 費助成の理由(狭い範圍に對し道の助 成を認めるわけとはいかない)	美瑛町ラジオ共同聴取普 及期成會會長 谷川 眞一

▲陳 情

第一回定例道議會において各常任委員會に付託した陳情は次のとおりである。

委員託	陳情番號	件	名	陳情者
土木	陳情第一號	旱害対策救済土木工事促進に關する件	由仁村長 多田了介	
同	同 第二號	函館港を觀光港に指定し道南景勝地 帶に對し施設完備に關する件	函館港變振興會々長 山崎松次郎	
經濟	同 第三號	酸性土壌改良に對し道費助成に關する件	虻田郡價村農業協同 組合長 秋山勝祐	
同	同 第四號	同	同	俱知安町農業協同組合 會長 酒井忠一
同	同 第五號	同	同	後志生産農業協同組合 連合會長 山中良造
同	同 第六號	同	同	小樽市農業協同組合 山田村長 五三郎
同	同 第七號	同	同	留壽都村農業協同組合 會長 大西麻太郎
開拓及 同 第八號	昭和二五年度開拓者家畜導入に關する件	北海道開拓生産農業協 同組合連合會長 森 春一 外一名		

同 第二四號	石狩川枕橋地點變更方に關する件	成會 加藤 外一四二名
同 第三三號	同 右	砂川町南四線鐵架橋期 同組合員 高橋隆志 斜里郡小清水町農業協 同組合員 外一名
同 第三二號	同 右	北見市施行者代表 北見市常呂農業協同 組合長 山田民造 北見市池田 研究會代表 内土木技師 網走支廳管内土木技師 代表 桑原 藏
同 第二〇號	同 右	瀧支廳管内土木技師 代表 桑原 藏
同 第一九號	土地改良事業費の助成に關する件	鹿追村長 塚長一 石 塚
同 第一八號	道立清水高等學校鹿追分校設置方に 關する件	士別町長 屋金次郎 中 外六名
同 第一七號	稅務出張所設置方に關する件	砂川町長 森 利二 外二名
總務 同 第一六號	道立砂川女子高等學校存置に關する 件	北海道耕土改良協議會 議長 松本 六太郎
經濟 同 第一五號	耕土改良事業に對する昭和二十五年 度道費助成要項に關する件	北海道エネスコ協力會 連合會議長 大森康元
總務 同 第一四號	ユネスコ運動に關する件	北海道人
經濟 同 第一三號	助成により施行する噴泉排水工事に 關する件	北海道人 大川 義男
水產 同 第一二號	小樽市水產基地設備資金融資要項に 關する件	小樽市漁業協同組合 村田 爲吉 外一名
同 第一一號	小谷石船入潤修理擴張の件	同
同 第一〇號	知内川治水工事施行の件	同
土木 同 第九號	浦元船入潤築設の件	上磯郡知内村長 永田 信 熊

同 第一九號	土地改良事業費の助成に關する件	膽振支廳管内土功組合代表 表鶴川土功組合長 原 絶 藏
同 第二〇號	同 右	網走支廳管内土木技術研究會代表 小池 清
同 第二一號	同 右	北見市上常呂農業協同組合員 秋山 民造 外七二名
同 第二二號	同 右	北見市施行者代表 井家 時次郎 外一三一名
同 第二三號	同 右	斜里郡小清水村農業協同組合員 高橋 隆志 外一四一名
同 第二五號	日高地方に於ける水利發電開發促進に關する件	日高綜合開發期成會會長 川崎 又輝 外二名
同 第二七號	北海道信用保證協會の道出資増額に關する件	北海道商工會議所會頭 中山 一名
同 第二八號	企業經營研究所設立要望に關する件	北海道商工會議所會頭 中山 一名
同 第二九號	北海道商業實態調査方要望に關する件	同 右
同 第三〇號	昭和二十五年土地改良費豫算に對し要望の件	膽振支廳管内農業協同組合代表 遠藤 善助
同 第三二號	ウトロ漁港工費地元負擔に關する件	斜里町長 半澤 鶴松 外一名
同 第三四號	開拓地道有家畜導入に關する件(二三件)	生田原村開拓農業協同組合長 矢萩 周助 外二市一町八ヶ村代表
同 第三七號	開墾作業補助費豫算超過額の年内融資方に關する件	北海道開拓者連盟委員長 渡邊 兼治郎 外五代表
同 第四〇號	舊十勝川逆水門新設方に關する件	池田町長 新津 秀一 外一名
同 第四三號	豊頃大樹線道路改良並に改修工事施行の件	大津村長 水澤 一郎
同 第四六號	労働會館設置費助成方に關する件	紋別町長 大西 眞平 外二名

第一回定例道議會で不採擇と決した陳情次のとおりである。

同 第四九號	鹿部船入潤補修並びに浚渫に關する件	鹿部村長 吉田 金次郎
同 第五〇號	北海道信用保證協會の道出資金に關する件	北海道信用保證協會々長 廣瀬 經一
同 第五二號	土地改良事業費の助成に關する件 (外二二一件)	斜里町農業協同組合 岸 野子 外八名
同 第五三號	道營室蘭競馬實施に關する件	室蘭市長 熊谷 綾雄 外一名
同 第五四號	道有林、林産物賣拂い方法に關する件	網走支廳管内町村會會長 近野 吉次
同 第五七號	幾春別川利水事業の促進に關する件	幾春別川利水期成會會長 山本 市英
同 第五九號	道産鐵線及び同製品(蛇籠、有刺鐵線)奨勵に關する件	北海道鐵線材製品工業會理事 佐藤 健二
同 第六四號	開拓地に道費貸付乳牛導入に關する件	上清滑村開拓者 前田 吾市 外四名
同 第六五號	消防學校施設擴充消防科學研究所設置並びに水利施設費及びポンプ購入費に對し道費助成の件	北海道各地方消防團長 會會長 森 圓次郎
同 第六七號	二十五年事前供出割當に伴う生産増強施設對策に關する件	北海道指導農業協同組合 會會長 松本 六太郎 外八名
同 第六八號	馬鈴薯並びに澱粉對策に關する件	同 右 外二名
陳情番號	件 名	陳 情 者
同 第三五號	仔返し(牛)貸付方に關する件 理由(道の計畫頭數よりして希望數を貸付することは困難である)	中川村農業協同組合長 岡田 新一 外一名
同 第三九號	利別橋架替工事施行に關する件 理由(永久橋としての架替は目下の財政的に見地から至難である)	池田町長 新津 秀一 外一名
同 第四一號	天北農事試験場誘致に關する件 理由(試験場の配置計畫の決定より實施不可能である)	天北農事試験場誘致期成會會長 淺水 辰藏 外一名

同 第四四號	重要路線除雪事業に對し道費助成の件 理由(本道の實狀と目下の財政的見地から至難である)	紋別町長 大西 眞平
同 第五五號	鮭親魚河川捕獲に對する還元量増額に關する件 理由(北海道鮭鱒孵化計畫實施に關する件) 上困難である	幕別町鮭鱒孵化事業協力會長 幕別町長 中島 國 男外一名

同 第五八號	帶廣競馬場貨物引上げに關する件 理由(地代家賃統制令の改正まで増額實施は不可能である)	十勝農業協同組合連合會 長 朝日 昇
同 第六二號	酪農民指導に關する件 理由(陳情主旨不明瞭である)	第二回全道農業協同組合大會實行委員會會長 道下 美 佐

特別委員會

▲予算審査特別委員會

○豫算審査特別委員會は三月十一日設置され、十三日に正副委員長の互選を行い、委員長に岩田委員(民自)、副委員長に宮津委員(民自)と決定して審査方法を協議、その結果各部所管毎に質疑を行うことに決定、十四日民生部、水産部、十五日經濟部、十六日農地部、土木部、十七日開拓部、建築部、林務部、十八日林務部、勞働部、衛生部、二十日商工部、二十二日商工部、教育委員會、二十三日教育委員會、總務部二十四日總務部所管について質疑を終了、なお慎重審議を行うため小委員會を設けることに決定、主査に齋藤(正委員(社會))が互選され、審議方法について協議を行い、二十五日より審議に入つたのであるが、三十一日に至るも決論を得るに至らず未だに慎重なる審議が續行されているのである。

▲決算審査特別委員會

○決算審査特別委員會は三月十一日設置され、

十三日に正副委員長の互選を行い、委員長に本間(與)委員(民主)、副委員長に吉野委員(民主)を決定し、十八日に決算に對する審査方法を協議、その結果分科會を設けることに決定、第一分科會は普通會計の歳入と特別會計の歳入歳出を、第二分科會は普通會計の歳出を分掌することとし、第一分科會の主査に後藤委員(農協)、第二分科會の主査に北林委員(民自)が互選され、第一分科會は二十二日より二十六日を除き二十九日まで七日間、第二分科會は二十三日より二十六日、二十七、二十八日の三日間を除き二十九日まで四日間にあつてそれぞれ決算内容について検討が加えられ、三十日に各分科會主査より委員會に對しその結果を報告、委員會は更にその報告について三十一日より検討を續行することとなつた。

▲外地同胞引揚對策特別委員會

○三月十五日午前十一時五分第一委員室で開議 授課課長より本道未引揚者の一齊調査の状況について説明、これに對する質疑があり、民生部長より引揚の都度議員派遣することは非常に好結果をもたらしているので今後も續行せられた

▲さげ、ます處分に關する調査特別委員會

き旨要望、井川委員長より第六次以後の臨時歸還狀況、未歸還者の一齊調査及び中共地區との通信等について本會議に中間報告をなすことを諮りそのことに決し、ついで本多(吉)委員より一月二十二日の高砂丸歸還の狀況について、中牧委員より二月八日の高砂丸の歸還の狀況について、それぞれ報告を聴取して午後一時十分散會。

○三月十六日午後一時四十五分第二委員室で開議、坂本委員から東京都に於て調査した知事贈答用の買受け關係及東京送りとなつたものの中北水商事新潟出張所の手によつて千葉方面で處分されたというものの事實について報告、次いで田中委員から知事が北水商事に支拂つたボケツトマネーの出所に關する新事實を報告、これにより委員會は水産孵化場庶務課長及び知事について調査を行い、内容が明らかにされたので、證言の相違點等の調査について協議を行い、その結果、委員會としては、この調査を一應打ち切ることとして報告文の起草を委員長及び副委

員長に一任、次回にこれを協議することを申合せて午後四時十分散會。

○三月二十七日午前十一時四十五分第三委員室で開議、直ちに報告文案の審議に入り先ず文案を朗讀、次いで文案の修正を行いこれを決定して午後二時散會。

常任委員會

▲總務委員會

○三月七日午後零時三十五分第一委員室で開議、庶務課長より議案第三十三號第六十三號乃至第九十號について説明、これに對する質疑應答あつてこれを了承、續いて報告第一號について説明、田中(信)委員より本案については議會の議決は十六億圓なるにそれを十九億圓に專決處分をなしたることは違法ならずやとの發言あり、庶務課長はこの點充分研討すると發言、本案の撤回を求めた。ついで西足寄の町制問題及び札幌市と札幌村との境界變更問題については適當の機會に現地調査を施行することを決定して午後二時五分散會。

○三月十一日午前十一時二十分第一委員室で開議、庶務課長より議案第九十一號乃至第九十四號及び報告第二號について説明、これに對する質疑應答あつてこれを了承、ついで西足寄村の町制施行及び札幌市と札幌村との境界變更に關する現地調査を三月二十日より四日間の豫定で

施行することに決定、派遣委員については希望する委員とすることに決定して午後零時三十分散會。

○三月十八日午後一時十二分議長室で開議、議案の審議に入り、議案第五十一號北海道恩給條例の一部を改正する條例設定の件外七件原案の通可決、議案第九十三號高等學校の統合移管等に關する件はなお研究の必要上保留、報告第二號專決處分報告の件原案の通り承認、とそれぞれ決定、ついで庶務課長より酪農協同株式會社株式の處分、開發漁船の貸付及び國家及び自治體警察に對し道有財産中建物、工作物、船舶の無償讓渡土地の無償貸付に關する説明を聴取して午後一時五十分散會。

○三月二十七日午後一時參與員室で開議、議案の審議に入り、議案第九十二號高等學校の統合移管等に關する件はなお研究の要あるものと認めて保留に決定、ついで庶務課長より本會議に提案見込の議案九十八號乃至第百十二號の各條件について説明があつて午後二時散會。

○三月三十一日午後零時十五分參與員室で開議、庶務課長より追加提案すべき議案第百十四號昭和二十五年度北海道費歳入歳出追加豫算外十三件について説明、水産調整課長より議案第百十三號北海道魚菜市場條例設定の件について説明、ついで付託議案の審議に入り、議案第百六號北海道有の警察用財産等の處理に關する件外一件を原案の通り可決して午後零時五十五分散會。

▲民生委員會

○三月三日午後一時二十八分第二委員室で開議、民生部長、社會、消防、世話、兒童の各課長及び保險課總務係長より、各所管二十五年年度豫算内容について説明、これに對する質疑應答あつて午後五時散會。

○三月十七日午前十一時三十分第二委員室で開議、付託議案の審議に入り、議案第五十五號授産事業資金貸付の件を議題に供し、民生部長及び社會課長より本案について説明、これに對する質疑應答があつて原案の通り可決、ついで請願の審査に入り、請願第十四號道立女子教護院設置の件外四件を調査のため保留に決して午後一時五十分散會。

○三月二十七日午後二時十五分民生部長室で開議、請願の審査に入り、請願民生第六號消防力強化に關する件外二件採擇、議案第五十五號授産事業資金貸付の件を原案の通り可決、保險課長より所管の二十四年度追加豫算内容について説明があつて午後三時五十分散會。

○三月二十一日午前十一時民生部長室で開議、請願及び陳情の審査に入り、請願第百十號消防機構強化に關する件外一件採擇、陳情第六十五號消防學校施設擴充、消防科學研究所設置並びに水利施設費及びポンプ購入費に對し道費助成の件採擇、請願第十四號道立女子教護設置の件外二件の保留請願については、現地調査を行う

ことに決して午後零時三十分散會。

▲衛生委員會

○三月十日午後五時議場で開議、衛生部長より本會議に提案すべき札幌醫科大學條例設定の件及び北海道立女子醫學專門學校條例の一部を改正する條例設定の件について説明を聴取、これを了承して午後五時十五分散會。

○三月十六日午前十一時衛生部長室で開議、議案の審議及び請願の審査に入り、議案第四十五號北海道立青少年結核療養所條例の一部を改正する條例設定の件外八件原案通り可決、請願衛生第四號斜里町ウトロに道立診療所設置に關する件外三件採擇、請願第六十三號道營製藥工場設置計畫を廢し道立藥品研究所機關設置要望の件不採擇、請願第三十五號結核豫防劑BCG製造所設置補助の件保留、とそれぞれ決定して午後二時十分散會。

▲經濟委員會

○三月十四日午前十一時第二委員室で開議、請願及び陳情の審査に入り、請願第三號北海道米作研究會に對し道費助成の件外十七件採擇、請願第六十一號旭川競馬貸付料引上に關す件外五件不採擇、請願第六號道立綜合種畜場の早期復舊完成の件保留、陳情第三號酸性土壤改良に對し道費助成に關する件外七件採擇、陳情第三十五號仔返し牛貸付方に關する件外二件不採擇、

とそれぞれ決定、参考として送付せられた陳情家畜の輸送運賃等級格下並びに割引方要望に關する件及び北見、帶廣酒精工場通産省繼續操業の件は何れも建議案として本會議に上程することに決定、留萌、室蘭、釧路の三港を外米陸揚港に指定の件はなお研究の必要上保留に決定、ついで後藤小委員長より炭酸カルシウムの増産對策について小委員會の結論について報告、委員會としてその結論について審議の結果、機械貸與の方法で一萬屯施設に對し一〇〇萬圓貸與することに對しては異論なく決定、炭酸カルシウム五箇年使用計畫について豫算外義務負擔の決議をなすということについてはなお研究することに決定して休憩、午後一時十五分再開、畜産課長より種畜場條例案について説明を聴取野村鑛業會社矢島所長より農藥撒粉ボルドーの生産設備費に對し道費の助成方について、北海道拓農會社三木代表より貝殻の化石肝からでる炭酸カルシウムの生産に對し道費の助成方について、それぞれ陳情を聴取して午後三時十分散會。

○三月二十八日午前十一時十分第三委員室で開議、北見及び帶廣の酒精工場を通産省において繼續操業方要望の件及び家畜の輸送運賃の等級格下げ並びに割引方要望の件の兩建議案の内容について審査、兩案を原案の通り本會議に上程することに決定、畜産課長より北海道酪農品検査條例設定の件及び北海道原料乳に關する條例

設定の件についてその趣旨を説明、協議の結果兩案を慎重検討することとなりこれが小委員會を設けることを決定、小委員の互選については委員長の指名に一任されたので、委員長より畜産關係の小委員に、兒玉、糸川、三澤の各委員を農産關係の小委員に、棚川、佐久間、宮本の各委員を指名してこれに決定、昭和電工株式會社旭川工場代表より石灰窒素肥料の生産に必要な電力の確保方についての陳情を聴取、食品課長より北海道魚業卸賣市場條例案について説明があつて午前十一時四十五分散會。

○三月三十日午前十一時四十五分第三委員室で開議、建議案石灰窒素の生産に必要な電力確保の件についての案文を検討して原案の通り可決、本會議に上程することに決定、請願及び陳情の審査に入り、請願第九十七號美瑛町のラジオ共同聴取施設事業に對し道費助成の件不採擇請願第九十八號種牡馬の確保に關する件外三件採擇、陳情第六十二號酪農民指導に關する件不採擇、陳情第六十三號貝殻石灰礦の開發設備に對し道費助成の件保留、陳情第六十七號二十五年度事前供出割當に伴う生産増強施設對策に關する件外一件採擇、をそれぞれ決定、ついで供出リンク外割當農耕飼料燕麥支拂代金及び温床資材（木枠、障子枠）購入資金につき農業手形に依る融資方を講ずることについての陳情審査の結果本件を建議案として本會議に上程することに決定、案文作成については委員長に一任

して午後零時四十五分散會。

○三月三十一日午前十時三十五分議長室で開議
供出リンク外割當農耕飼料燕麦支拂代金及び温
床資材購入資金につき農業手形による融資に關
する件の建議案文を検討して原案の通り決定、
ついで經濟關係の意見書四件を強力に具體化せ
しめる方法として委員會より上京委員を派遣せ
しめることに決定して午前十時四十五分散會。

▲水産委員會

○三月三日午前十一時二十五分第一委員室で
開議、天鹽町齋藤助役より天鹽町と幌延村の二
箇町村をもつて一海區とすることに對して幌延
高橋村長より一町村を一海區とすることに對し
て、それぞれ陳情を聴取、漁政、水産の各課長
及び水産調整課長より各所管の二十五年度豫算
の要求及び査定狀況についての説明を聴取して
休憩、午後一時五分再開、水産部長より小手繰
整備について水産廳と最後の折衝のもとに提示
された小手繰整備要項案は本道提案のものと相
違點あり目下検討中なる旨を述べたるに委員よ
り本道案を強力に押すべきであるとの意見があ
り、協議の結果道の提案で強力折衝することを
再確認した。又水産部長より函館において開催
の關係各縣水産廳、保安廳の内地漁船入會協議
會のつぎの決定事項について報告

一、三月以後からは禁止區域の侵入、その他違
反に對し保安廳において一層嚴重なる取締を

實施する。

一、入會による本道沿岸の漁業被害に對し、確
認された被害に對し七十萬圓、未確認の被害
に對し二百萬圓、をそれぞれ見舞金として支
出することとした。

漁政課長より漁業制度改革（三月十四日より施
行）の本道漁業海區について、二箇村以上を一
海區とする（連合海區）もの十海區、一箇村一
海區とするもの百三海區をそれぞれ決定した旨
報告、ついで請願の審査に入り、請願第二號北
方新魚田開發基地設置に關する件外一件を保留
に決定、石崎委員より水産關係について九州各
縣の視察狀況を報告、室蘭水族館設置豫定地の
現地調査を決定して午後三時四十分散會。

○三月十四日午前九時五十分水産部長室で開議
漁政、水産、水産調整の各課長及び水試場長よ
り各所管の二十五年度豫算査定削減分について
の説明を聴取、ついで水産調整課長より鮮魚統
制撤廢に伴う鮮魚卸賣機關について市場條例制
訂要領案が水産廳より指示ありこのことについ
て目下検討中なる旨報告あつて午前十一時二十
分散會。

○三月二十五日午前十一時二十分水産部長室で
開議、水産調整課長より北海道魚業卸市場條例
案について説明、これに對する疑質應答があつ
て、協議の結果一部修正を行つて本案を諒承、
水産部長より水産試驗場の國立移管については
これを道と國との併立機關とする旨の説明があ

つて、このことを諒承、水檢所長より水産物檢
査條例設定の件について説明があり、協議の結
果一部修正を行つて本案を諒承、ついで請願及
び陳情の審査に入り、請願第二十號北方新魚田
開發基地設置に關する件保留、請願第三十一號
室蘭市に水族館設置の採擇、請願第五十五號漁
業資材の被害額に對し道費補助の件不採擇、陳
情第十五號小樽市水産基地設備資金融資要望に
關する件採擇、陳情第五十五號鮭鱈親魚河川捕
獲に對する還元量増額に關する件不採擇、をそ
れぞれ決定して午後四時四十分散會。

▲商工委員會

○三月十四日午後二時十分第一委員室で開議、
北川東北北海道電力擴充期成會長より東北北海道の
電力擴充について、山田北海道曹達株式會社々
長より曹達工場を設置に必要な土地及び建物道
所有の（幌別工場）の早急提供方についての陳
情及び曹達工場に對する増資計畫についての説
明、池澤北海道鑛業會々長代理より北海道の金
屬鑛業振興對策に關する陳情、をそれぞれ聴取
ついで請願、陳情の審査及び議案の審議に入り
請願第六十號瓦斯事業擴張資金に對し道の特別
保障の件外二件採擇、請願第三十號木材乾燥工
場に對し補助金交付の件保留、陳情第二十五號
日高地方における水利發電開發促進に關する件
外五件採擇、議案第五十六號社團法人北海道信
用保證協會資金貸付の件外一件外原案の通り可

決、議案第七十九號北海道營札幌競輪場設置及び管理條例の件外一件をなお研討を要するものとして保留に決して午後五時二十分散會。

○三月二十七日午後零時四十五分副議長室で開議、議案の審議に入り議案第七十九號北海道營札幌競輪場設置及び管理條例設定の件を原案の通り可決、福島委員より新潟縣と長岡市との共催による長岡博覽會に對し北海道の特設館を設けることについて發言、このことについては後刻商務課長の意見を徴して決定することとした

議案第八十一號北海道立工業試験場使用料及び手数料條例設定の件を議題に供し、本多(吉)委員より付則中昭和二十四年度から適用するところを削除し、昭和二十五年より施行すべきであるとの修正意見がだされ、この修正意見を諮りその事に決し、本案を修正可決、土功組合連合會代表より全道灌溉用電氣料金に對する昭和二十五年年度の電氣税免除方についての陳情聴取、工務課員より豊羽鑛山株式會社に對する融資の見透し並びに株式募集状況について説明、これに對する質疑應答あつてこれを了承、工務課長より北海道工業試験場留萌支場設置の考え方について、工試高野技師より留萌支場の試験研究の對象についてそれぞれ説明、これに對する質疑應答があり、委員會としてはこの問題について深く研討することとした。工務課長より曹達株式會社に對し現金出資をなすことについて説明、これに對する質疑應答あつてこれを了承、

商務課長より新潟縣と長岡市の共催による長岡博覽會に對して道の特設館を設けるといふことについては、經費の面と事務量の面で困難であるので小まわり程度で参加したい旨發言、委員會としては小まわり程度で参加する方針を決定留萌、室蘭、釧路の三港を外米陸揚港に指定の件について協議、本件を建議案として本會議に上程することに決定して午後三時十五分散會。

▲林務委員會

○三月十日午前十時林務部長室で開議、薪炭、木材、道有林兼林業の各課長及び林政調査室長より、各所管の二十五年年度豫算内容について説明、これに對する質疑應答あつてこれを了承午前十一時三十分散會。

○三月十七日午後二時十五分第一議員室で開議薪炭連安多理事より薪炭生産上必要な諸施設に對し道費より補助、助成方についての陳情を聴取、林務部長、木材、薪炭、道有林の各課長及び林政調査室長より各所管の二十五年年度豫算内容について説明を聴取、ついで七飯村助役より大沼公園の周遊道路補修及びスケートリンク施設に對する道費の補助交付方についての陳情を聴取して午後四時五十分散會。

▲開拓及び農地委員會

○三月二日午前十一時二十五分ニューグランドにおいて開議、付託請願の審査に入り、請願第

三四號嘱託登記費道費支出の件採擇、請願第三七號上美唄團地の教育施設整備の件保留に夫々決定、ついで開拓部長、總務課長、指導課長、開拓建設課長、入殖課員より所管の昭和二十四年度道費追加豫算並びに昭和二十五年年度道費豫算について説明を聴取、又開拓生産農業協同組合連合會殖村主事より昭和二十四年度開墾作業補助費豫算超過額の年度内融資についての陳情を聴取して午後四時三十分散會。

○三月二十日午前十一時四十五分第二委員室において開議、付託請願並びに陳情の審査に入り請願第三七號上美唄團地の教育施設整備件外一件採擇、請願第五十八號簡易軌道敷設の件保留陳情第八號昭和二十五年年度開拓者家畜導入の件外三件保留、陳情第三七號開墾作業補助費超過額の年内融資の件採擇と夫々決定し、ついで開拓信用基金制度關する件について開拓部長、指導課長の説明を聴取これを了承することとして午後二時三十五分散會。

○三月三十日午前十一時二十五分參與員室において開議、付託請願並びに陳情の審査に入り、請願土木第一號富良野町八幡丘開拓地に水道施設工事施行の件不採擇、請願土木第三〇號軌道新設の件保留、陳情第六四號開拓地に道費貸付乳牛導入の件外一件採擇と夫々決定して午後二時二分散會。

▲土木委員會

○三月二日午後一時四二分第一委員室において開議、大正村長より 一、途別川改修工事促進

一、イ平八號道路補修工事助成、大津村長より 一、十勝川下流大津村字旅來一浦幌村字愛牛間橋梁新設、一、厚内漁港築設、一、大津港改修

一、準地方費道大津院成間道路改良工事、一、旅來、大津間道路改修工事、中札内村長より町道の改修及び橋梁架設工事、上士幌新得、鹿

追各村長より 一、然別湖一糠平間道路新設、上士幌村長より 一、上士幌、糠平間道路改修

更別村長より更別村字上更別十八號一奥糠内間道路改良工事清水、日高、の各村長より 一、

日勝道路開さくの各陳情をそれぞれ聴取し、委員長より二月十三日の土木促進委員会の状況について報告、ついで二十五年豫算査定結果と

これによる將來の見込について經理課長、計畫課長、河川課長、港灣課長よりそれぞれ説明を

聴取、質疑應答ののち各課の復活要望額三八八五五、〇〇〇圓は一應委員会の意見として豫算委員会に要求することとし、財源問題が生じた場合は改めて委員会を持つこと及びでき得る限り財源を深究し各黨が協力して纏めるよう責任を持つことを申合せて午後四時四十分散會。

○三月十四日午前十時五十分第三委員室において開議、村託請願の審査に入り、請願第二三七號茂岩駒島間駒島上更別間道路改修の件外四十件採擇請願第一二六號石狩川架橋の件外十五件不採擇、請願第八一號市町村道を準地方費道

に昇格の件、外三件保留を夫々決定し午後四時十六分散會。

○三月十五日午前十一時五分第三委員室において開議、村託請願並びに陳情の審査に入り請願第三九號燒尻島の上水道施設費に對し補助交付の件外二三件採擇請願第四八號町道(斜里市街

十川上九號間)を準地方費道に(斜里一美幌線)に編入の件外一件不採擇請願第四一號十勝川橋梁新設工事施行の件外三件保留、陳情第九號浦

元(船入潤築設)の件外十五件採擇、陳情第三九號利別橋架替工事施行に關する件外一件を不採擇、陳情第二四號石狩川架橋地點變更方に關する件外一件保留と夫々決定、ついで参考送付分

灌漑揚水機の新設及び維持經營に關する件外二件はいずれも趣旨了承して午後三時二十五分散會。

▲労働及び建築委員會

○三月七日午前十時十分労働部長室で開議、労働部長より労働部關係二十五年豫算概要について説明を聴取、ついで山内委員より主食掛賣に關する小委員會の審査経過について説明を聴取して午前十時五十分散會。

○三月十八日午前十一時四十分第二委員室で開議、勞政、労働教育、職業安定の各課長より各所管の二十五年豫算概要について説明を聴取

請願及び陳情の審査に入り、請願第八十號共同作業施設運轉資金貸付の件採擇、陳情第四十六

號労働會館設置費助成方に關する件採擇、をそれぞれ決定、労働部長より、國立身體傷害者職業補導所の設置要望方について説明、このこと

について協議の結果、本件に關する建議案を本會議に上程することに決定、山内委員より、主食掛賣對策の小委員會として一應の結論を得た

貸金運拂工場に對する主食購入融資對策要綱案について説明、これに對する質疑應答あつて、協議の結果、要綱案と別途に練替拂制について

庶務課その他金融機關に研究を依頼することに決定して休憩、午後四時四十五分再開、營繕、建築、兩課長より、各所管の二十五年豫算概要

について説明、ついで住宅課長より二十五年豫算概要及び北海道住宅建設公社設立要綱案について説明、公社設立要綱案に對する質疑があり、本條はなお研究する事に決した。住宅課長

より、庶民住宅本道割當見込數並びに建築單價について説明を聴取して午後五時四十分散會。

會 合

▲全國都道府縣議會議長會幹事會

○三月七日全國都道府縣議會議長會幹事會が衆議院第一議員會館において開催されたが、政府側より文部省初等中學教育局内藤庶務課長、地方自治廳立田事務官 國會側より衆議院中島地行委員長、同床次、大泉委員、同専門調査員二名の出席を得て、標準

義務教育費確保に關する法律案其他當面の重要問題につき審議をなしたが概要は次の通りである。

(一) 標準義務教育費確保に關する法律案反對に ついて

立田事務官

この法案の原案は地方財政平衡交付金法案の立案と並行して文部省が立案されたもので教育費の優先確保にあるのであるが、教育費を不動のものとし且その支出を地方に義務づけることは自治廳としては反對であつて、地方自治の立場と平衡交付金本來の制度からして文部案に對し尙疑問をもつている。

内藤庶務課長

シャウブ勸告により教育費のごときわ特別の制限を設けてよいと述べている。

文部省案は従来ばら／＼になつていた義務教育をその單價を決定して地方財政の保證を全國的に均霑化する方向にもつて行くねらいを以つて居る。従つて最低義務額がきめられ、その制限を制ることが出来ないようにして教育の水準を上げ、水準を維持することによつて始めて教育の機會均等の實現を期待することが出来ると思ふ。

床次地方行政委員

従來の議論は地方財政總額四千九百億の枠の中でなされているが、この額で地方財政が賄えるかどうか先決問題で教育費にひもをつ

けたい氣持はわかるが、各行政部門毎にひもをつけるということは適當でないと思つてゐる。平衡交付金も千五十億の枠にはめられてゐるし、枠内での議論に無理が生じ地方に迷惑がかゝつてくる。今後國會における審議を通じてできるだけ是正したい。

中島委員長

(1) 義務教育費に關し、自治體の總括的豫算の中に文部大臣がある程度の支出額につき責任をもたせることは自治體の破壊であり國にかゝる制約を興へる權限はない。

(2) 一人三千二百圓の標準をつくり財政經濟

上算差のある自治體に劃一的に義務づけることは實狀に沿わない。

(3) 一面において自治體の首長と教育擔當方面とのあつれきを生ぜしめる虞れがある。

議長より以上義務教育費に關する法案に對し、關係當局の説明聴取の結果、前回幹事會の反對決議は正の要ありや否やを諮つたに對し、是正の要なく全面的反對の意志を表明全員意見の一致を見て明八日關係方面に要望陳情することとなり、神奈川、岩手山梨の三議長に一任された。

(4) 全國都道府縣地方行政調査會設置について 前回幹事會の決定にもとづき作成した、内規試案について協議、それ／＼意見の開陳あつて次の通り決定した。

この内規案は四月開催豫定の臨時大會に提出

する草案として幹事會で承認する。
全國都道府縣地方行政調査會内規

(二五、三、七) 案

第一條 この内規は、全國都道府縣議會議長會(以下全國議長會といふ)規則第二條の目的にもとづき、第三條に定める事項につき、臨時に専門機關を設け、その所管及び運営等に關し規定するものである。

第二條 本機關は、全國都道府縣地方行政調査會と稱する。

第三條 本會は、次の事項について調査研究しその意圖を地方行政調査委員會議(昭和二十四年法律第二八號による總理府機關)及び關係方面に對し反映せしむるを目的とする。

一、都道府縣と國及び市町村との間の事務の配合調整に關する事項。

二、前號調整に伴う財政的處置に關する事項

三、前各號に伴う必要な一切の事項。

第四條 本會の運営は、全國議長會の役員をもつて構成する役員會が行う。但し、ブロック全國議長會の役員以外のものを別に選任して當該ブロックの役員に代わらしめることができる。

2 本會の役員は、全國議長會の役員が改選された場合でも、本會設置中は變更しない。
3 本會の役員として第一項の役員は互選により會長一名、常任幹事若干名を選定するものとする。

第五條 本會運営の細部については役員會で決める。

第六條 本會の事務を處理させるため、所要の職員を置くことができる。

第七條 本會に必要な経費は、各都道府縣議會が分擔するものとする。

第八條 本内規に規定する以外の事項については、兩國議長會規則によるものとする。

三月八日

前日の決定にもとづき神奈川、岩手、山梨の三議長、午前十時東京都議會に集合、各所を歴訪し、標準義務教育費確保法律案反對陳情を行つた。要點は次の通りである。

○衆、参、地方行政委員會、衆議院は絶對反對支持、參議院は十分研究する。

○衆、参、文部委員會、まだ法案の提出がないこの法案支持の陳情も各方面から來てゐる。

議長會陳情の趣旨も十分考慮することにしてゐる。



▲積雪寒冷地帯に對する負擔の

妥當公正化に關する決議

○一道十一縣稅財政改革實行委員會においては積雪寒冷等に基因する不可避的増高經費並びに

損耗行政經費等地域的不均衡を是正するため、具體的運動方針を決定、議會において夫々決議所管行政廳及び關係方面に對し、提出すると共に、目的達成のため曩に申合の方針によつて活動を持続してきたが、三月十五日參議院において、三月十六日衆議院においてそれら積雪寒冷地帯に對する負擔の妥當公正化に關する決議案として上程（委員會審査省略要求事件）せられ、何れも全會一致可決を見るに至つたが、右決議に對し、本多國務相より政府所信の一端が明かにせられた、決議案其他は次の通りである。

積雪寒冷地帯に對する負擔の妥當公正化に關する決議

國土の約六〇%を占める北海道、東北、信越、北陸地方及びその他の積雪寒冷地帯は人口密度も低く、住民は窮乏を極め産業の開發、文化の普及が甚だしく遅れている。その原因は自然的惡條件によることもとよりながら、政治の分野において、これら地帯の住民に對する歴代政府の施策が、その當を得なかつたによることも大であると言わなければならない。平和的新日本建設のためにも、人口及び失業問題解決のためにもこの地域に住む住民の上に公平な考慮を拂い、その生業に安んぜしめる必要がある。今回稅財制度の畫期的改正に當り、これら積雪寒冷地帯に對して國稅並びに地方稅負擔の公平適正化と平衡交付金の合理的配分を圖るために次の諸事項に留意せられんことを要望する。

一、本地方二千四百萬全住民の積雪寒冷による不可避な生活損耗並びに中小商工業者の事業經費の増高等に對しては、その實態を基礎として稅制並びにその運用に際して適正な輕減の施策を講じられたい。

二、地方財政平衡交付金の測定標準及び政令によつて定められる補正係數の算定に當つては特に恒年的なるが故に差閑視された積雪寒冷による行政費用の損耗及び増高等を考慮し各地域の實態の充分な認識に基づき、貧困な自治體に對する財源附與の公正を期せられたい。

右決議する。

右決議に對し、本多國務大臣の發言

只今御決議になりました積雪寒冷地帯に對する負擔の妥當公正化に關する御決議に對しまして

政府の所信を明かにいたしたいと存じます。その御決議の一貫いたしてあります御趣旨に對しましては、全面的に政府も同感でございます。

これに對しまして、課稅の面におきましては更に經費の算定等に特段の考慮を拂ひまして御趣旨に副いたいと存じます。又政府の交付金につきましては、今回平衡交付金の制度が確立されることでございますので、この機會に平衡

交付金の中に特に規定を設け、積雪寒冷度に應じて財政需要額というものを高めまして、これに伴つて交付金が増額されて行くというふうな處置を講じまして御決議に副いたいと考えて

おります。

▲議員の動靜

期 間	用 務	氏 名
三月一日より三日間 (空知、上川支廳管内)	市制町制施行調査のため	議員 後藤三男、武田治夫、太田益夫
三月二日より二日間 (空知支廳管内)	(空知支廳管内)	議員 佐久間貞江
三月十一日より十二日間 (東京都)	開發法案用務のため	議員 西田信一
三月十二日より二日間 (室蘭市及膽振支廳管内)	水産關係用務のため	議員 阿部森、中川牧、高橋源次郎、坂本清、石坂與次郎、高橋源次郎、渡邊照平

三月十三日 より十六日間 (東京都、大阪市)	道議會事務打合のため	議長 坂東秀太郎
三月十四日 より十四日間 (東京都)	開發法案用務のため	議員 岩本政雄、乾本利一、西村武夫
三月二十日 より四日間 (十勝、石狩支廳管内)	町制施行及境界變更調査のため	議員 石川清一、齋藤正志
三月二十三日 より四日間 (網走市)	道議會事務打合のため	副議長 鈴木源重

資 料

▲北海道開發法案衆院を通過

二月十日閣議決定の北海道開發法案は、三月二十五日內閣提出第百二十八號で即日內閣委員會に付託され、二十七日以來審議が行われていたが、三十日の衆院本會議に緊急上程され、鈴木内閣委員長の報告があつて採決にはいり、その結果多數をもつて政府原案どうり可決、ただちに參院に送付せられた。

北 海 道 開 發 法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、北海道における資源の総合的な開發に關する基本的事項を規定するこ

とを目的とする。

(北海道總合開發計畫)

第二條 國は、國民經濟の復興及び人口問題の解決に寄與するため、北海道總合開發計畫(以下「開發計畫」という)を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年度から當該事業に關する法律(これに基く命令を含む)の規定に従い、實施するものとする。

2 開發計畫は、北海道における土地、水面、山林、礦物、電力その他の資源を總合的に開發するための計畫とし、その範圍については政令で定める。

(關係地方公共團體の意見の申出)

第三條 關係地方公共團體は、開發計畫に關し內閣に對して意見を申し出ることができる。

(北海道開發廳の設置)

第四條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十號)第三條第二項の規定に基いて、總理府の外局として、北海道開發廳を設置する

2 北海道開發廳の長は、北海道開發廳長官とし、國務大臣をもつて充てる。

(北海道開發廳の所掌事務の範圍及び權限)

第五條 北海道開發廳は、開發計畫について調査し、及び立案し、並びにこれに基く事業の實施に關する事務の調整及び推進にあたる。

(北海道開發廳に置かれる特別な職)

第六條 北海道開發廳に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、廳務を整理する。

第七條 北海道開發廳に、參與十人以上を置き廳務に參與させる。

2 參與は、關係行政機關の職員のうちから、長官が命ずる。

3 參與は、非常勤とする。

(北海道開發審議會)

第八條 北海道開發廳に北海道開發審議會(以下「審議會」という)を置く。

第九條 審議會は、開發計畫に關する重要事項について、調査審議し、その結果に基いて北海道開發廳長官に建議することができる。

2 審議會は、北海道開發廳長官の諮問に應じ開發計畫に關する重要事項について調査審議する。

第十條 審議會は、左に掲げる者につき、内閣總理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人
- 二 參議院議員のうちから參議院が指名した者 三人
- 三 北海道知事
- 四 北海道議會議長
- 五 學識經驗のある者 十人

2 委員の任期は、二年とする。但し、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の殘任期間とする。委員は、再任されることが出来る。

3 委員は、非常勤とする。

4 審議會の會長は、委員のうちから互選する

會長に事故があるときは、會長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 會長は、會務を總理する。

6 前項に定めるものを除く外、審議會の議事及び運営に關し必要な事項は、審議會が定める。

(職員)

第十一條 北海道開發廳に置かれる職員の任免昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十號)の定めるところによる。

(定員)

第十二條 北海道開發廳に置かれる職員の設定は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し附則第三項の規定中總理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七號)附則第五項及び第六項の改正規定は、南年四月十日公布のAより施行する。

2 北海道開發廳は、第五條の規定にかかわらず、昭和二十五年において國の施行する北海道の開發に關する事業に關し、必要な事項を調査することができる。

3 總理府設置法の一部を次のように改正する第十七條中「行政管理廳」を「北海道開發廳」に改める。

第十八條中

行政管理廳設置法(昭和三十七號)第七條を

行政管理廳設置法(昭和三十七號)第七條を
北海道開發廳設置法(昭和三十七號)第七條に改める

附則第五項を附則第七項とし、附則第四項の次に次の二項を加える。

5 北海道における資源の総合的開發に關する施策を調査審議させるため、昭和二十五年六月一日まで、總理府の附屬機關として北海道總合開發審議會を置く。

6 前項の北海道總合開發審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除くの外、政令で定める。

7 國家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の總理府の項中「行政管理廳」を「北海道開發廳」に改める。

北海道における資源を総合的に開發して、國民經濟の復興及び人口問題の解決に寄與するため、北海道總合開發計畫を樹立し、並びに之に關する調査、立案及び實施關する事務の調整等に於ける機關として總理府に北海道開發廳を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

▲道州制問題について

○地方行政調査委員會議が設置されてから國と地方の事務の配分研究等に伴い、府縣の統廢合による道州制の問題が種々論議せらるゝに至つたが、本問題は地方行政の民主化と地方行政の確立を目的とするものであつて、當局においては府縣の實態調査を行うと共に、三月十五日神戸委員長等一行八名をアメリカの中央行政運営視察に派遣する等今や、我國地方自治體に劃期的な改革が行われんとしている。

道州制具體化へ、全國議長會事務局資料より

○シャウブ税制勸告によつて、第六國會から發した「地方行政調査委員會議」は神戸正雄、鶴澤總明、渡邊鏡藏、杉村章三郎、高橋董主郎、高橋誠一郎で構成され、いわゆる五人委員會と稱し、去る一月以來國及び都道府縣との事務、事業の再配分と、これに伴う現在の地方行政機構の根本的再編成について新春以來檢討を行っているが、同委員會議々長神戸正雄、鶴澤總明氏、杉村章三郎氏はアメリカに於ける地方行政制度の視察と研究のため十六日渡米することになり、我國の地方自治體に畫期的な改革を行うといふいわゆる廣域地方行政制度として道州制に關する資料の収集、各地方の實情調査を行い原案を完成、十月初旬に政府に勸告する方針である。いまままでに決定している道州案の骨子は都道府縣を廢して全國を八プロックに分け

廣域地方自治團體とするが執行機關として道行政委員會を設け、各省大臣に國の機關としての道行政委員を指揮監督する權限を與えようとするものである。

また州制案は都道府縣を廢して全國八プロックに分け、國の行政区畫たる州を設置各州には内閣總理大臣の任命する州長官をおき、中央政府の統制強化を企畫したものであるが、道州兩案とも現在の地方自治制度のセクト主義を是正しようとする點は認められる。客觀情勢は極めて近い將來に地方行政組織に根本的の一大改革が行はれることは必至とみられる。目下當局で審議中の明治の廢藩置縣以來の一大改革ともいえる。

道州制の原案は次のようなものである。

道 制 案

一、道の設置

- ① 都道府縣を廢止して全國を左の道に分つ
北海道、東北道、關東道、北陸道、近畿道
中國道、四國道、九州道
- ② 道は地方公共團體としその公共事務及び法令により道に屬する事務を行う。

二、道の機關

- ① 道に道行政委員、道議會及び道廳を置く
道行政委員は道行政委員會を構成する。
- ② 道行政委員會は道を統轄、代表し及びその事務を執行する。

- ③ 道行政委員は道住民が直接選舉する。
- ④ 道行政委員は總務委員、財務委員、教育民生委員、勞働委員とする。

- ⑤ 總務委員たる道行政委員は道行政委員會の議長となり、行政委員會の會務を總理し行政委員會を代表する。

- ⑥ 各道行政委員會は道行政委員會事務を分擔管理し、その所管事につき行政委員會を代表する。

- ⑦ 道行政委員は國の機關としては國より委任された行政事務を處理する。

- ⑧ 道廳は道行政委員會の事務局として、各行政委員はそれ／＼所管の部局の長とする

- ⑨ 道議會は府縣議會例による。道内を區畫し、夫々道廳の支廳を置くことが出来る。

(特別市の區執を除く)

三、中央政府と道との關係

- ① 國の行政事務はできるだけ道に行わせる
- ② 各省大臣はその主任の事務を道行政委員に委任することができる。この場合各省大臣は國の機關としての行政委員を指揮監督する。その監督權は取消權、中止權代執行權及び罷免權を含む。

- ③ 道行政委員は委任された國の事務を特別市長に委任することが出来る。この場合道行政委員は特別市長に對し②に準する監督權を有する。但し罷免權を除く。

- ④ 市町村がその公共事務を活潑に行うこと

が出来るようにする爲一部事務の組合、自治區等の制度を活用するようにする。

⑤ 地方特別官廳は全面的に廢止しその事務を道に委譲する。

説 明

道は國の行政事務を行うことを主たる目的とするが、國の事務處理に要する費用を負擔することになり、國の行政が地方の實情に適するよう運営されることが期待される。

○……道行政委員は各個に國の機關として、國の事務を委任され、その限りに於て主務大臣の強力な監督下に置かれる。

○……然し一方では道の意志機關たる道議會及理事機關たる道行政委員會があつて、地方公共團體たる道を單位とする統制的分權が圖られており、地方分權と中央政府の統制との調和の實現を企圖したものとと思われる。

○……各道行政委員の獨立性と行政委員會の統一性を圖るため道行政委員會の議長に總務委員を充てることによつて調和を確保する方針であるが、別案として總務委員のみを公選とし、他の委員は道議會議員の中から主務大臣の同意を得て總務委員が任命することも考えられる。

○……道に議會を置くのは、道が費用負擔團體としての性格を有するからであるが、合議體である行政委員會を重複する感があるのは否

めぬ。

○……道が主として國の行政事務を處理する以上、現在の地方議會の如く多數の議員を有する必要はなく、簡素なものでよいと思われる。

○……道行政委員が全部直接選舉による場合は行政委員會をもつて道議會とすることも考えられる。道の支廳を設ける代りに市町村の組合を結成することも一案である。

州 制 案

一、州の設置……都道府縣を廢止し全國を次の州に分ち各州に州長官を置く。

北海道、東北州、關東州、近畿州、内海州、北陸州、四國州

二、州の機關……①州長官は一般的には内閣總理大臣の、夫々の事務については主務大臣の監督を受け、その州に於ける國の行政事務を總括管理する。②州廳に所要の部局を置く。③州長官は州内の所要地に支廳を設けることが出来る。

三、州の設置に伴う措置

①都道府縣の事務を検討し、なるべくこれを市町村に移讓し、全國の統一を要すべき事務に限りこれを州長官の權限に屬せしめる。②知事に委任せられてゐる事務は州長官の權限に屬せしめる。③都道府縣の財源を整理し、出來得るだけ市町村に移讓する。④現在の特別市の制度を廢止する。⑤都の區域中區の區

域を合して市とする。⑥地方特別官廳は原則として廢止する。

説 明

この案は市町村と都道府縣という地方自治體の二本建制度を廢止し、地方公共團體としての實質的根據のある市町村のみを地方自治體として存置し、これを強化、發達せしめることによつて地方自治の理想を實現し、半面に於て國が自ら擔當することが必要な事務を國の行政區畫たる州の長官に委ね、もつて全國に關係がありその規模の上に統一的、計畫的に行はるべき行政の圓滑なる運営を實現しようとするのが狙である。

府縣の解消と道廳の設置

(京都府會事務局資料より)

一、國の行政區劃としての府縣

○府縣が沿革的にも實際的にも國の行政區劃として發達し、また、その他位においての機軸を營んでゐることは明らかである。

府縣がはじめて地方行政區劃としての他位をえたのは、明治元年の政體書にもとづくのであるが、この時はいわゆる府藩縣の三治制で舊幕府の直轄地を府縣として維新の功臣を知事とし、諸侯の領地はそのまゝに藩として認めて舊藩主を知事としたのである。

この制度は明治四年の廢藩置縣によつて府縣二活制となり、全國二百七十六の藩を廢止して二

百六十一の縣をおき、東京、京都、大阪以外はすべて縣となつた。

同年中に三府七十五縣となり、明治十五年には三府四十三縣となつた。また明治十一年の新法の一たる府縣會規則で成文化の一步をしるし明治二十三年に府縣制が發布されたのであるところ、現在の國の行政區劃としての府縣はあきらかに狭すぎるのである。三府四十三縣の構成自體が多分に非合理的なものを含んでゐるのであるが、交通、通信手段の發達した今日に於て、明治以來の行政區劃をそのままに認る必要はない。大體府縣の區劃に關して合理的な解決がされなかつたというのが、府縣のセクショナリズム的傾向を物語るものである。だから府縣相互のあいだにおいても、行政上何等の連絡も統一もなく府縣はあたかも國內の一國たること封建時代と變りはない。今日國民の最も喫緊の問題である食糧のことから、道路や土木や産業衛生などさまざまの事に關して、我々は府縣が相互にせまいからの中にとどまつて、それぞれ排他、獨占的な行政を營んでゐるのを知つてゐる。それは官僚の事なかれ主義、責任回避主義一なわ張り根性にもとづくともいえよう。勿論これは是正のためには、官吏制度の改革も必要である。だが府縣に關していえば、此のような卑屈な官僚精神を起させる根據となつたのがまた府縣という狭いからなのである。

総合的な地方計畫をたて、地方行政の有機的

連絡を保ち、統一と調和とを確保する爲にはどうしても府縣のセクショナリズムを打破しなければならぬ。

このためには國の行政區劃としての立場から見て、府縣の職能活動は決して統一あるものではない。したがつて、この點においてもリージョナリズムの立場から現在の府縣は適當でないのである。

二、道廳の設置

自治體としての府縣は廣きにすぎ、國の行政區畫としての府縣は狭きにすぎるとするならば、府縣を解消することは何人にも承認されねばならない。そのさい府縣ブロックや府縣協議會式のものか府縣存続の救済手段となるものでないことも明白である。

前者は數府縣の排他、獨占を助長するにすぎず後者はただか話合による連絡を期待しうるにすぎない。地方社會全體の立場において総合的な地方計畫を立て、これを實施し、自活振興の方向において地方自治の育成指導を期するためにもより高き立場での地方行政官廳の組織が考へられねばならない。こゝにもリージョナリズムは徹底せしめらるべきである。だがその際のリージョナリズムは國の行政區畫という立場から地方社會の職能的統一に着眼して、人民自治を徹底させるにある。

このような點から、國の行政區畫としての地方社會の再編成を考えるとすれば大體七もしくは

八の地方區畫をわかつことができる。經濟的、産業的もしくは文化的に、それぞれの社會は大體において共通の基礎の上に立つてゐる。すなはち、これらの地方社會を基礎として道廳を設けるのである。

この道廳は行政上の分權の原則によるべきであつて、統治上の分權の趣旨によるべきではないしかし行政上の分權はきわめて徹底的であるべきである。

現在府廳の有する國政事務その一部は、のちに述べるように市町村に移管されるべきであるが、はもろんのこととして、そのほか特別地方行政官廳としての警察署、稅務監督局、稅務署、稅關、專賣局、營林署、鑛山監督局、その他海運局、地方商工局などを、これに統合すべきである。そのほか河川、港灣、沙防、荒廢地復舊などの國營事業および國立醫療施設もこれに移管しもつて經費の節減行政の統一を期すべきである。道廳は行政上の完全自足たる地方社會を基礎とする強大なものであるから、其の長も行政大臣と同等の地位と待遇とを與うべきである。勿論それは地方社會を背景とするものであるから、地方民の參政をゆるす意味において人民自治は徹底せしめべく又その長も公選によるを妨げない。

このような道としてつぎの七もしくは八をあけることができよう。

それらはいずれも經濟的、産業的文化的に一

體の社會を形づくつてゐる。すなわち、

北海道（北海道一圓）東北北海道（青森、岩手、

宮城、秋田、山形、福島）

關東道（東京、神奈川、山梨、千葉、埼玉、茨

城、栃木、群馬、長野、新潟）

東海道（愛知、三重、岐阜、静岡、福井、石川

富山）

近畿道（京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良、和歌

山、香川、徳島、高知）

中國道（岡山、山口、廣島、島根、鳥取、愛媛）

西海道（福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、鹿児

島）である。

あるいは、四國一圓を獨立せしめて、南海道とするを可とするであろうか。これを要するに府縣制の問題は、單に府縣の自體の範圍にとゞまるものではなく、かならずや、かくの如き道廳設置に至るものでなければならぬ。そうでなければ自治體の上に自治體をつくるか、自治體の連合にとゞまるか、もしくは舊來の封建的なものを殘存せしむるかのいづれかに陥らざるをえない。

だから府縣知事の公選は結構だとしても、それだけではナンセンスであり、その前提として克服すべき幾多の條件が存する事を忘れてはならない。

道州制度を確立

（二四、一二、一五
朝日新聞より潮見博士談）

この改革はシャブら勧告によつてどうしても

早急に行わなければならないもので、來年一年か、つて調査準備を完了し、二十六年にはすでに實施期に入つていなければならない。

講和條約の準備工作としても一刻を争う重大問題である。

シャブら勧告は八月二十六日にその要領が發表され、九月十五日に發表された二冊の本文までは少しはふれてあつたが、單に税制の改革案だと了解されてきた。ところが十月三日その付録が發表されると、その「A」項に地方制度の根本的改革案が書かれてあり、問題は税制から行政組織の改革へと發展政治の民主化という根本問題にふれてゐることが分つてきた。

シャブら勧告によると國の政治的基礎は生活單位と行政單位とがくつゝいた市町村であらねばならない。税制にしても事務の分擔にしても市町村が第一優先権を持ち、第二に府縣、第三に國ということになつてゐる。即ち地方税法は市町村が獨立して教育警察を維持出来るよう

固定資産税と地方所得税とを持たせ府縣には附加價値税と入場税、遊興飲食税とを持たせてゐる。しかも附加價値税からは農業部門がのぞかれてしまつた。之が後にいう農業を中心とする府縣が獨立能力を失うハメになつてゐる大きな原因である。シャブら勧告案は強力な地方團體の必要を説き、小規模な行政による不利益を克服する爲には市町村と同様、府縣も合併しなければならぬと勧告しておりさらに

各府縣の水害防止大學教育などの規模を擴大するために、また同一境界内に於て道路保健行政高等學校のために行はれる都道府縣と大都市との活動の間に重複および競合があつてはならない——と合併しなければならぬ理由をあけてゐる各府縣に濫立する大學の整理東京に濫立する各省、廳、局の整理が必要となつて來るだろう。要するに經濟單位と行政單位とがマッチする市町村あるいは府縣が合併すればよいわけだ。

税制改革によつて立ちどころに獨立出来なくなる。人口の少ない農業中心の縣と逆によくする府縣とが合併すればよい。そして次第に修正をほどこしつゝ最後に數府縣を地理的に組合せた道州制度へと進まねばならない、いずれにしても今のまゝの市町村府縣組織では治まらない。地方組織の大改革は今や必至である。

▲國の行府と地方の行政

——その事務配分の調整について——

本稿は全國議長會事務局送付の資料中より拔萃の東大教授田中二郎氏の論說であるが、自治を基底とする市町村、都道府縣、及び國相互間の事務の配分調整が行政の合理的且つ能率的運営に決定的影響を與えるものとして、種々検討論議されてゐる折柄であるので、茲に掲載することとした。

一、序 言

これまでわが國民は一般に、國税については

常に、強い關心を示すと同時に、これだけではともかく、納めなければならぬものと觀念してきた。ところが地方税については、なかなか、そうはいかない。こういう點からいつても、國家中心主義的な考え方がいかに強く國民の間に滲み込んでいくかがわかる。こういう考え方からすると、こんどシャウブ勸告の線にそつて、新らしく税制の全面的改正が行われ、國税に對して地方税の占める比重が大きくなると、果して地方税の徴収が圓滑に行われうるかどうか、甚だ疑わしい。

それは、根本においては、國税だけでも、相當の負擔で、その上に地方税が加わることは、國民の負擔力のギリギリのところまで達するからであるが、國民が税を問題にする場合に、まず、國税を考え、その次に、地方税を、なにか余分のものでもあるかのように考える。その考え方そのものに、原因するところが少くないであろう。なぜそういう考え方が強く國民を支配しているかという点、一つは、國の行政と地方の行政との分界がはつきりせず、從來、ともすればすべての行政を國の行政と考える傾向があり、國民が地方の行政からどのような利益を受けているのかを明らかにすることができず、その費用支辨の責任を自覺するに至らないからである。今後、地方税の徴収を確實にし、地方財政を確立する上からいつても、地方行政が直接地方住民にどのような利益を提供しているか、

そしてそのためにどれだけの費用が必要かということをはつきりさせ、地方住民が地方の行政について關心と理解をもち、その上で地方財政にも積極的に協力する方向にもつていく必要がある。

これはただ、地方税制の改正に伴い、地方税制の圓滑な運営という側面から一言したにすぎないが、地方行政が眞の地方自治行政として、圓滑に運営されるためには、國と都道府縣と市町村とが、それぞれ相互に、原則として、その事務を分ち、自己の事務について、その創意と責任と負擔とにおいて、處理するようにすることが望ましい。かような考え方は、新憲法の下に、地方自治法の數次の改正と關係法令の整備とによつて、次第に、推進されつゝあるところであるとはいひながら、現在、なお、國の行政と地方の行政との分界は極めて不明確でありその責任の歸趨も不明瞭であり、その費用負擔の點においては、複雑多岐で、何人にも、容易に理解しがたい状態にある。

シャウブ使節團の報告書（附録第三卷Aノ頁以下）には、地方自治の重要性を強調するとともに、國と都道府縣と市町村との職務分掌について、從來のそれに根本的欠陥があるとして次のように述べている。「現在、三段階の統治機關に對する事務の配分は複雑で、且つ次の數個の理由から地方自治および地方的責任にとつて有害である。

1 現在の配分は、特殊の行政作用に對する政治的責任を固定するというよりはむしろ分散させていて、特殊の行政に關する處理について、行政機關のどの單位に責任があるかを知ることが難しい。

2 現在の事務配分の複雑性は國民がその行政機關、特にかれの支拂う税金が如何にして有益且つ貴重な行政の形をなしてかれに歸つて來るかを理解することを不可能にしている。

3 中央政府が市町村の活動に余りにも多く關與するので、地方自治が損われている。のみならず、市町村役場は中央政府が適當な財政的準備もないのに一方的に課する厄介な新任務を持たされることが時々ある。中央政府の傳統的な行政事務が市町村に委譲される時はその市町村の新任務は中央政府のためにする仕事とみなされる。かかる場合は、補助金を交付し、國の統制を行使すべきであると考へられている。たとえば、初等教育、警察、消防、および選挙は地方團體の獨立の事務として委譲されたが、それにもかかわらず、これらは地方團體が代行する國の事務であるから、直接の補助金および國の統制が必要であるといつた態度が廣く行われている。

4 ある場合には特定の事務がそれを有効且つ能率的に遂行するには適しないような行政單位に割當てられることがある。」
かような欠陥を是正することは、今日の我國に

於ける緊急の課題である。シャウブ勸告のうちにも「われわれは各種の段階の行政機關の間に於ける事務の配分を詳細に研究して、事務の再配分を行うことを勸告する」といい、「この研究は、この目的のために特別に創設され、且つ内閣に對して勸告する権限をもつ特別な國の委員會によつて行われねばならない。この委員會は、

國政に對し専門的資格を持つと認められてゐる五人の委員を以て構成すべきである」としてゐる。この勸告に基いて、新しく、地方行政調査委員會を設け、「地方自治を充實強化して國政の民主化を推進する見地から、地方自治を基礎とする市町村、都道府縣及び國相互間の事務の配分の調整に關する計畫につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を經由して國會に勸告する任務及び権限を與える」とした。（地方行政調査委員會設置法）。

この問題は、根本においては、地方自治をどのようにみるのかの根本的立場にかかつてゐる問題であり、政治的に重大な意味をもつものであると同時に、具體的な事務の配分の如何は、行政の合理的且つ能率的運営に決定的影響を與えるものであり、政策的に重要な意味をもつものといわなくてはならぬ。ところが、この問題の解決はなかなかむずかしい。そもそも國の行政と地方の行政との限界を畫すること、そのことが甚だ困難である上に、一應、その限界を畫し得るとしても、現實の具體的諸條件の制約の

下にそれを實行して果して行政の合理的且つ能率的運営を期待することができるかどうかにも問題が潜んでゐるからである。であるから、この問題を適切に解決するためには、その一般の理論的な研究に加えて、現實の具體的な諸條件の分析的な研究を前提條件とする。

今、ここで、かような問題の全般に亘つて詳細に検討することは到底できない。私は、今、それを試みるだけの材料をもち合せていないのであるから、それは他日に譲り、ここでは、その出發點として、はじめに、この問題が從來、どのように考えられてきたかを説明し、次に事務配分の問題を考えるに當つて、地方自治をどのように考えるべきかの根本的見地を明らかにしその見地に立つての事務配分の一般的基準について、若干の感想を述べるに止めなければならぬ。

二、事務配分に關する立法の發展と現行法の基本的立場

舊憲法の下におけるわが國は、殆ど完全な中央集權的統一國家として發展した。外交とか軍備とか司法とか通信とか幣制というような性質上必然的に全國に通じて統一を要するものもある。一般内政に屬し、むしろ地方の特殊の事情に應じて適宜の措置を要すると考えられるような種類の行政まで含めて、殆どそのすべてが、「官治行政」の形式で行われてきた。警察は、中央集權行政の中核として、すべてが國家

警察一本に統一され、自治體警察は完全に否定されてゐたし、産業、經濟、社會、文化（特に教育）、土木の各行政の大部分が、國の行政として、中央政府の指揮監督の下に、地方行政官廳、又は國の機關としての市町村長の手によつて行われてきた。尤も「自治行政」が完全に否定されたわけではないが、それは、たゞ極めて限られた範圍の事務について認められただけで自治行政は、殆ど大した意味をもたなかつた。

これは、資本主義の後進國としてのわが國が列強の間に伍してわが國の國際的地位の向上と發展とを期するためには、全國力をあけて、國富の増強と文化の向上とを圖つて行く必要があつたからである。そして、比較的短い期間のうち、一應、所期の目的を達しえたのは、この政策に負うところが少くなかつたであらう。併しそれは、反面において、これまで餘り強くは意識されなかつた大きな欠陥と弱點を包蔵してゐた。わが國は、その形式と外觀とは、いかにも先進近代國家に近い發展をとけ、國際的にもその地位を向上せしめることができたが、内容と實質とは、遙かに取殘され、近代國家としての國民的基準そのものを殆ど全く欠いてゐた。國民の力がより上つて形作られた國力というよりは、強い中央の權力によつて強制して形作つた國力であつた。それだけに、その權力が打破されると甚大な外觀はあとかたもなく壊れ去つてしまふ。敗戦後のわが國の實情は、これを證し

て餘りあるものといへよう。我が國が眞に國力を充實するためには、政治の面においては、民主政治を確立し國民的基盤に立つ政治を實現する必要があり、そのためには、その基盤を培う意味において、地方自治を確立することが欠くことのできない前提條件である。

新憲法の下に、民主政治の確立をめざし、その重要な一環として、地方自治を憲法上に保障したことはむしろ當然といわなくてはならぬ。ところが、長年に亘つて中央集権的官治行政に慣れ親しんできたわが國の國政擔當者はもちろん、一般の國民までが、まだノノ地方自治の本旨について理解をもたず、その實現に熱意を示しているとはいへない。行政といへば、すべてが國の行政でなければならぬというような考え方からなかノノ脱却しきれない状態である。國の行政と地方の行政との事務の配分の問題についても、舊態依然の考え方が、容易に清算できなかつたのである。

これを立法についてみると、地方自治法は、最初、地方の公共團體の事務に關し、舊東京都制（一條）、道府縣制（二條）、市制（二條）町村制（二條）の規定に倣ひ、その第二條第二項に「普通地方公共團體は、その公共事務（いわゆる國有事務）並びに從來法令により及び將來法律又は政令により普通地方公共團體に屬する事務（いわゆる委任事務）を處理する」と定めていた。

このことは、地方自治法制定の當初においては、地方の自治事務の範圍の擴張という點について格別の考慮をしなかつたことを示しているそのことは、地方自治法の第一四八條にも現われていた。

即ち「都道府縣知事は、當該都道府縣の事務及び部内の行政事務並びに從來法令により及び將來法律又は政令によりその權限に屬する他の地方公共團體その他公共團體の事務を管理し及びこれを執行する」と規定していた。これは、從來、國の行政官廳としての知事が掌つていた部内の行政事務を、公選知事となつた後においても、國の機關として、從來通り處理すべきことを示したものである。従つて、この時代においては、地方公共團體の國有事務又は團體委任事務に比して、都道府縣においては特に、機關委員長事務が廣汎に認められ、而も、これらの事務については、長が國の機關として國の特別の監督の下に、これを行うことになつていた。これらの規定からいつて、國と地方との事務の配分に關し、重點が國におかれていたことは、疑を容れない。

ところが昭和二二年法律第一六九號による地方自治法の改正で、第二條及び第一四八條に重要な改正が加えられた。即ち第一四八條の改正により、都道府縣知事が「部内の行政事務」として包括委任されてきたいわゆる機關委任事務が削除され、それらの「事務は、別段の定めが

なされない限り、都道府縣の事務に切換えられることになり、第二條の改正により、普通地方公共團體は、從來通りの固有事務及委任事務の外に「その區域内におけるその他の行政事務で國の事務に屬しないものを處理する」事となつた。いいかえれば、その區域内における行政事務で法令に基き國の事務として國の機關によつて處理される事務の外は、すべて地方公共團體の事務であることが明らかにされたわけである。この改正は、法令の定めに基づき、特に國の事務として留保したものを除き、地方公共團體の區域内における行政事務は、各地方公共團體で處理すべきものであるという基本原則を表現しようとしたもので、自治體警察を確立した警察法の制定と呼應し、國の事務と地方の事務の配分の上に一轉換をもたらす重要な改正であつたと考へる。ところが、一般には、國の行政中心の考え方から抜けきらず、何が地方公共團體の事務であるかについての正しい認識を欠いていた。

そこで、昭和二十三年法律第一七九號による地方自治法の改正で、地方公共團體の處理すべき自治事務と地方公共團體の處理すべき自治事務と地方公共團體の處理することのできない國の事務とを列擧し、その分界を明確にしようとした。即ち新たに追加された地方自治法第二條第三項によると、そこに列擧された第一號乃至第二一號の事務（これは單に例示であつて、これ以外に自治事務がないというのではない）は

「法令に特別の定」がない限り、地方公共團體が處理すべきものとされている。ただ、實際には、現在のところ、法令に特別の定があつて、國の事務として國自らこれを行い又は國の機關としての都道府縣知事又は市町村長をして之を行わしめることにしているものが多く、都道府縣又は市町村の事務としている場合において、法令上の制限があつて、その自主自律の認められない場合がある。併し、そういう「特別の定」がない以上、地方公共團體の自主自律が認められるわけで、その事務の範圍を具體的に例示したことは、從來、自治事務の範圍が不明確であり、その運営上に支障が少くなかつただけに、重要な意味をもつものといわなくてはならぬ。

右の規定によつて、地方自治事務の範圍が如何に廣汎であるか、殊に、從來、一般に考えられていた自治事務の範圍に比べて如何に廣汎に亘ることとなつたか、が明らかとなつたのであるが、更に、第二條第四項に地方公共團體で處理することのできない國の事務として掲げている第一號乃至第八號の事務から、逆に、地方公共團體自らの處理すべき事務の範圍が如何に廣汎に亘つてゐるかを察知することができる。

これらの規定を綜合すると、從來、殆ど無反省に當然に國の事務だと考えられていたものも多くが、少くとも、法律の建前の上では地方公共團體の事務と考えられることとなつた。例えば、警察のごとき、從來、とかく、長年の傳統

にとられて、性質上、當然に、國の事務と考えられがちであつたが、現在では、原則的には、地方公共團體の事務とされ、警察法により、特に國家地方警察に留保されているものの外は、自治體警察として、完全に自治的に運営されることとなつたのであり、又、教育のごときも、從來、性質上當然に國の事務と考えられてきたが、國立の教育及び研究施設に關する事務を除いて、地方公共團體の事務であることが明らかにされ、現に、教育委員會法の制定により、地方公共團體の機關たる教育委員會によつてその運営管理が行われることになつた。

現在では、地方自治法の建前上は、地方公共團體の事務とされながら、實際上には「法令に特別の定」があつて、從來のままに、國の事務として國の機關の手によつて行われることになつてゐるものが甚だ多い。ところで、それらの法令の特別の定は、多くは、舊憲法時代から存続してゐるもので、國と地方との間の事務配分に關し、地方自治法がたどつた推移に即應して檢討を加えた上に設けられた特別の定というわけではない。今や正に國と地方との事務配分の根本的見地に立つて、それを檢討すべき段階にきてゐるといわなくてはならぬ。

三、事務配分の根本的見地とその一般的基準

國と地方との間の事務配分の問題を考えるに當つて、まず、はつきりさせておかななくてはな

らぬことは、地方自治がどういふ意義をもつかということである。この點については、全く對立する二つの立場が考えられる。その一つは、地方團體を前國家的な團體と考え、地方團體の固有の自治權を主張し、従つて、地方的な事務は、すべて、本質的に、地方團體に屬すべきものとする考え方である。

これに對して、他の一つは、地方自治は、専ら國家政策的見地に基いて、國家の目的に適合する場合にその限度においてのみ認められるべきものであるとする考え方である。私の考えでは、この三つの考え方は、共に、極端にすぎるところではないかと思ふ。地方自治を前國家的なものとして絶對視することは、法構造の形式的解釋からいつても、社會の實質的地盤からいつても、正しい考え方とはいいがたいし、政策的見地からいつても妥當とはいえない。地方團體は、一定の地域を基礎とする地縁的協同團體であると同時にその地域を超えて成立する國家の統治組織の一部としての公共的機能團體であり、國家を離れて地方團體はありえないからである併し、だからといつて、道の立場に立つ者がいふように、地方團體は、單に、國家目的のため手段に止まるものだといふのもいすぎである。地方團體が地縁的協同團體としての充實した社會的實體をもつてゐるといふ現實を看過してはならない。そのような現實の社會的基礎を尊重し、その自主自律を承認することは、單な

る政策論を超えた本質的要請であるといわなくてはならぬ。

新憲法が地方自治を憲法上に保障したのは、恐らく、かような見地に基くものであるが、ここに併せて注意しなければならぬことは、従来、舊憲法の下に、地方自治が中央集権的官僚政治の支配下に抑壓され、民主政治の地盤が崩壊せしめられたという事實に鑑み、地方分権を強化し地方行政を民主化することによつて、わが國の民主政治の地盤を培つていこうという積極的な政策的意圖を含んでいゝことである。この意味において新憲法のめざすところは、地方自治の擴充強化にあるものと解釋されなければならぬ。それは單に、わが國の過去のそれに對してのみならず、他の國のそれに比して、より一層廣汎且つ強力な地方自治を認める趣旨と考えられるべきであらう。國と地方との事務配分の問題を考えるに當つても、かような見地に立つて、考えるべきであり、地方自治法第二條の規定は、かような見地の一つの具體的表現であると解してよいであらう。

シャウブ勸告も大體かような見地に立つて、地方財政の確立を期したものと考えられる。即ち、シャウブ勸告は、「強力な地方團體の必要」という見出しの下に次のように述べている（附録A一頁）。

「地方團體の事務は特に國民と密接なものがあ
る。これらの行政事務のうちには、教育、病院

疾病の豫防、衛生施設、救濟、母子厚生、警察
消防、街路、リクリエーション、住宅及び不具
者の世話といつたような重大な行政および施設
が含まれている。

それらは特に各個人のための機會とよりよき
生活條件、より大なる安全保障および不事の防
止を與えようとするものである。

日本またはいかなる國でもその將來における
進歩と福祉とは、他の如何なる要素にも劣らず
地方團體の有効な行政の量と質とにかかつてい
るのである。

地方團體は國民を教育し、民主主義の技術の
指導者を養成するのに有効な手段を備えている
地方團體の運営方法は國民が容易に監視し、ま
た理解することができると。國民はかれが地方行
政から受ける利益と、それに要する費用との間
の關係を明確にはかり知ることができると。地方
の段階において發達した習慣と態度とは國の段
階において政府の行動に影響を及ぼすに至ると
期待してよからう。

地方自治はまた、ある仕事は個々の地方の獨
得な必要と問題をよく知つてゐる小さな單位に
よつた方がより効果的に遂行できるといふだけ
の理由で重要である。

もちろん地方自治に對する反對論はある。時
には獨立の地方團體が想像力に欠け (imaginative
power) 無能であり、あるいは腐敗してゐること
もある。時には誤謬を犯すこともある。地方に

よつては適切な地方行政を維持するには、あま
りにも貧困であるか、あるいは立遅れてゐるこ
ともある。地方的に處理できる稅收には限りが
あるので、實際多くの地方は完全に自給自足を
するまでに立至ることができないのである。こ
れらの理由の故に、地方自治の概念は極端にま
でもつて行くべきものではない。

日本においては、地方自治の原則は最近まで
は實現し得るものとして廣く受け容れられるま
では到つてなかつた。それ故に、地方自治に
關する現實の見解において、妥協が必要である
ことはこれを認めるとしても、日本における問
題は、依然として、國の支配を減じ、地方團體
の獨立を増すことである。次の段階は、明らか
に、地方自治の形式に實質を加えるために、地
方團體に適當な獨立財源を與えることである」
右に述べたところでほほ明らかとなつたよう
に、地方自治を強化すべきこと、國と地方との
事務配分に當つて、従來とは反對に、地方のそ
れが擴充されるように考慮されるべきことは、
根本の方針として承認されなければならぬ。と
ころが、長年にわたつて中央集権的官治行政に
慣れ親んできた國政擔當者はもちろん、國民の
殆どすべてが、まだまだ、こうした改革の方向
には理解をもたず、一應理解をもつても容易に
これに同調しないのが現實の態度である。

その一つの理由は、地方自治行政に對する不
信である。地方政治の腐敗を理由とする地方自

治に對する不信はしばらく論外として、地方自治行政は、單に地方的な利害にのみ捉われ、國家統治組織の一部としての公共的機能擔當者たるの自覺を欠くことを理由としてこれに事務を委讓することに反對する聲が大きい。國の事務の地方への委讓と國の地方出先機關の整理がやましい問題とされているさい中に、農林省の出先機關たる作物報告事務所及びその出張所の飛躍的擴充を敢えてしたがときは、地方自治行政に對する不信の典型的表現であるといえよう。現在かような地方團體に對する不信の叫ばれるだけの理由が地方自治行政の面になんといえぬ。

地方團體が大いに反省しなければならぬことはいふまでもない。併し、根本において、こうした不信を理由として、地方への事務の委讓を拒否する態度には賛成できない。假りに地方團體に不信行為がありうるとしても、それを豫防しそれを抑制する他の方法がある筈である。であるから、現在の地方團體が信用できないという先見に立脚して、事務の合理的配分を阻止するようないふことがあつてはならない。

第二の理由は、地方團體の能力がこれに堪えないといふことである。現在の地方團體の行政的、財政的能力を以てしては、到底、多くの事務を引受けることはできないであらうといふのである。それは確かに一理ある考え方である。併し、それは直ちに、新憲法のめざす地方分權

を否定し、合理的な事務配分に對する理由としては薄弱である。これは、鳥と卵の何れが先にかの問題でもあるが、私は、事務の性質又はその機能の實體を考へて、國と地方との間の合理的配分を決定し、さうして決定された地方の行政事務を處理するに適當するように、地方團體の構成を考へ、——もちろん、地縁的協同團體としての社會的基礎を無視してはならない——その財源を付與する事その能力を強化することを考へて行くべきであらうと思ふ。

それでは、國の事務と地方團體の事務とを配分する基準は、どこに求められるべきであらうか。もともと、國の事務と地方の事務とは、さう明確に區別されるものではない。主として地方團體の利害に關係するもの、國と地方團體の相互の利害に關係するもの、主として國の利害に關係するもの、というように、その利害關係という點からいつても、程度の差があり、段階が分れるのである（地方財政法九條乃至一條參照）が、事務の性質とその機能の實體に照らし、國家全體の見地から統一的な行政を必要とするものとそうでないものとを分つことは不可能ではない。アメリカ合衆國をはじめ連邦國家の憲法が連邦の事務として定めていた種類の事務は、わが國においても、一應、國の事務として處理されるべきものと考へてよい。國防外交、司法（民事行政、著作權工業所有權行政等を含む）幣制、郵便電信電話その他の通信行

政國土計畫等は、性質上、全國的な見地から處理されるべきものの例である。また、事務の性質からいへば、當然には、國家的統一を必要としないものであつても、その規模ないしその及ぼす影響又は効果が全國的であるとか社會全般であるという場合には、國の事務に留保する必要がある場合も少くないであらう。ある種の警察行政（密入國の取締、選舉運動勞働法違反の取締等）ある種の經濟統制（重要物資の統制、物價の統制等）ある種の土木行政（數府縣にわたる道路河川の大事）ある種の營業政策、勞働政策その他社會政策の遂行、ある種の教育文化施設の維持管理、重要な資源の保護等、種々のものをあけることができる。

かように考へてくると、事務の種類によつて國の事務と地方の事務とを雜然と區分しようとするのは無理で、更に具體的に、事務の性質内容とその機能の及ぼす影響効果とを考へて決しなければならぬといふことになるであらう。

ただ、ここに重ねて述べておきたいことは、右のような考へ方に従つて、國の事務として國に留保すべきものの外は、むしろ、原則的には地方の事務として、地方の創意と責任とにおいて處理するように、事務の配分を考へ直すべきことである。これこそが、我國の地方自治を確立し、我國民主政治の地盤を培いその健全な發達を期する基本的條件である。

▲請願及び陳情の取扱について

○請願及び陳情の取扱を明確にし、且つこれが審査上遺憾なきを期するため、道議會會議規則の一部を改正し、第一面定例議會より適用せらるることとなつたが、その改正條文、取扱内規取扱要領の次の通りである。

北海道議會會議規則 (、部分改正)

第四十七條 知事、選舉管理委員會の委員長、監査委員、公安委員會の委員及び教育委員會の委員は、議事參與員を設けた場合は議會開會の前日迄に議長に通知しなければならない。

第五十二條 請願書は、請願の要旨、提出年月日、請願者の住所氏名を記し、捺印の上議長に提出する。

法人の場合は、その代表者がその資格で記名捺印しなければならない。

請願を紹介する議員は、請願書の表紙に記名捺印することを要する。

請願書の用語は、平穩なものでなければならぬ。又その提出は平穩になされなければならない。

第五十三條 議長は、請願文書表を作成し、これを議員に配付する。

請願文書表には、請願者の住所氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日を記載する。

第五十三條の二 議長は、請願文書表の配付と同時に、請願を適當の委員會に付託しなければならない。

委員會は、付託の順序により請願を審査しなければならない。

第五十三條の三 委員會は、請願について審査の結果を左の區分により議會に報告しなければならない。

一、議會の會議に付するを要するもの
二、議會の會議に付するを要しないもの
議會の會議に付するを要する請願については更に左の區分をしてこれを報告しなければならない。

一、採擇すべきもの
二、不採擇とすべきもの

第五十三條の四 委員會において議會の會議に付するを要しないと決定した請願について、議員五人以上から會議に付すべき旨の要求がないときは、委員會の決定を確定とする。

第五十四條 議長は、議會の採擇した請願で知事又は選舉管理委員會、監査委員、公安委員會若しくは教育委員會に送付するを適當と認めらるものは直ちに送付し且つその處理の經過及び結果の報告を請求しなければならない。

第五十五條 陳情書その他のものでその内容が請願に適合するものは、これを受理して請願

の例により處理しなければならない。

請願及び陳情取扱内規

(各派交渉會決定)

一、陳情書、要望書、議員の紹介のない請願書等でその内容が請願に適合し、形式的にも相當に整い、文書表作成に適合するものはこれを陳情として受理する。

二、電報、ハガキによるもの、道及び道の機關の所管に屬しないものは所管の委員會に參考送付する。

三、參考送付されたものにつき、委員會において必要と認めるときは、正規の陳情として處理し、又は建議案を發議する。

四、請願及び陳情の付託は常任委員會の一に付託するを原則とする。

その内容が他の常任委員會に關係ある場合は委員會の意見で合同審査會を開き關係委員會の意見を徴して付託委員會が審査決定する。

五、採擇及び不採擇と決定した請願及び陳情についてはその旨(不採擇のものはその理由を付し)を提出者に通知する。

請願書及び陳情書の取扱要領

(事務局)

第一 請願書及び陳情書の受理

第二 請願文書表及び陳情文書表の作成

第三 請願及び陳情の付託、審査

第四 請願及び陳情の委員會報告書取扱

第五 採擷及び不採擷請願書及び陳情書の取扱

第一 請願書及び陳情書の受理

一、請願書として受理するものは、紹介議員の記名捺印あるものに限る。(地方自治法第百二十四條、會議規則第五十二條第三項)

二、請願の事項は道及び道の機關の所管に屬する事項でなければならぬ。(請願法第三條第一項参照)

三、請願書の用語は、平穩なものであり(會議規則第五十三條第四項)又普通の邦文を用い、やむを得ず外國語を用いるときは、これに譯文をつけさせる。

四、陳情書、歎願書、要望書、議員の紹介のない請願書でその内容が請願に適合し形式的に相當に整い、文書表作成に適合するものはこれを凡て陳情書として受理する。(會議規則第五十五條)

五、電報、ハガキによるもの、道及び道の機關の所管に屬しないもの、又は内容が平穩でないものは所管の委員會に參考送付する。

六、參考送付されたものにつき委員會において必要と認めるときは正規の陳情として處理し又は建議案を發議する。(地方自治法第九十九條、委員會條例第十七條)

七、請願書には、請願者の住所氏名を記載し捺印を必要とする。(會議規則第五十二條第一項)

各種申合團體の代表者又は市町村議會議長

等の名義を以てする請願はこれを受理する。但しこれらの住所はその事務所の所在地を明記することを要する。(會議規則第五十二條第一項)

法人の場合の請願にはその代表者の氏名を記載し捺印を必要とする。(會議規則第五十二條第二項)

八、外國人の請願書及び陳情書も受理する。(憲法第十六條)

九、請願及び陳情は會期中は勿論、閉會中も受理する。

第二、請願文書表の作成及び陳情文書表の作成

一、受理した請願書については、請願文書表を作成印刷し、議員に配付する。(會議規則第五十三條第一項)

二、請願文書表には、請願者の住所氏名、紹介議員の氏名、受理の年月日、付託委員會を記載し毎年受理の順序により一連番號を付する。(會議規則第五十三條第二項)

三、付託前に同じ紹介議員の提出した同一趣旨の請願(同一趣旨の陳情を含む)は一括して取扱う。但しこの場合その件數を文書表に附記する。

四、請願の内容が二委員會以上に亘るものについては、各別に文書表を作成する。

五、閉會中及び休會中受理した請願の文書表は開會日及び再會日にこれを印刷配付する。

六、陳情文書表の作成は、總て請願文書表と同様とする。

第三、請願及び陳情の付託、審査

一、請願は、請願文書表の配付と同時にこれを適當の委員會に付託し、その旨本會議に報告する。(會議規則第五十三條の二)付託替又は取下のときも報告する。

1 請願の付託は、常任委員會の一に付託するを原則とする。その内容が他の常任委員會に關係ある場合は委員會の意見で合同審査會を開き關係委員會の意見を徴して、付託委員會が審査決定する。(委員會條例第二十條)

2 特に必要ある請願は、議會の議決により特別委員會を設けこれに付託することができる。(地方自治法第百十條)

3 付託後にその請願及び陳情を他の委員會に付託替する必要があるときは關係委員長の承認を経てこれを行う。

4 付託の對象は請願であつて請願文書表ではない。

二、委員會に付託された請願につき、請願者は(紹介議員の中立だけでは足りない)議長の許可を得て取下けることができる。

三、請願の審査はその付託された順序による。(會議規則第五十三條の二)

第四、請願及び陳情の委員會審査報告書の取扱

一、委員会は請願審査の結果につき左の區別によりその番號、件名を記載した報告書を提出する。(會議規則第五十三條の三)

1 議會の會議に附するを要するもの

イ 採擇すべきもの

ロ 不採擇とすべきもの

2 議會の會議に附するを要しないもの(但し議員五名以上から要求があつたときは本會議で採否を決する)會議規則第十三條の四)

二、少數意見の報告書が提出されたときは本會議において發言するや否やを調べておく。(委員會條例第三十一條)

三、報告書の印刷配付を待ち會議にその旨報告する。

第五、採擇及び不採擇請願書及び陳情書の取扱

一、本會議において採擇し、議長が知事その他の道の機關に付送するを適當と認める請願及び陳情については送付文書を添え、その請願書又は陳情書の原本を直ちに送付する。(會議規則第五十四條)

二、請願書及び陳情書の送付の際は併せてその處理の経過及び結果の報告を請求し(地方自治法第百二十五條、會議規則第五十四條)その報告があつたときは本會議に報告する。

三、請願書及び陳情書中知事その他關係機關に送付を要しないもの及び本會議に付されないものはこれを事務局に保存する。

四、採擇及び不採擇と決した請願及び陳情についてはその旨(不採擇のものはその理由を附し)を提出者に通知する。

何々委員會請願(陳情) 審査報告書

當委員會に付託の左の請願(陳情は) 審査の結果議會の會議に附するものとし且つその願意の大體は妥當なものと認め採擇すべきものと決定したから報告する。

年 月 日 何々委員長 殿 氏 名

北海道議會議長 記

請願(陳情)第 號 件 名

何々委員會請願(陳情) 審査報告書

當委員會に付託の左の請願(陳情)は審査の結果議會の會議に付するものとし、且つ不採擇とすべきものと決定したから報告する。

年 月 日 何々委員長 殿 氏 名

北海道議會議長 記

請願(陳情)第 號 件 名

何々委員會請願(陳情) 審査報告書

當委員會に付託の左の請願(陳情)は審査の結果議會の會議に附するを要しないものと決定した報告する。

年 月 日 何々委員長 殿 氏 名

北海道議會議長 記

請願(陳情)第 號 件 名

昭和二十四年度豫算現計調 (昭和二十五年三月三十一日現在)

科 目	既 定 豫 算 額	歳 入 之 部	總 額	計
		追 加 (二二) 六二二,〇〇〇 円	追 加 (二三) 九八 円	割 合 額 對 する 對
道 稅	三,二二三,六九九,九〇〇 円	四九,五〇〇,〇〇〇 円		三,二七三,一九九,九〇〇 円
公營企業及財産收入	七九,一〇八,二〇〇	三,七二七,〇〇〇		八三,〇三五,二〇〇
分控金及び負擔金	八六,五七七,〇〇〇			八六,五七七,〇〇〇
使用料及び手数料	三四六,五六六,〇〇〇	四,〇六〇,一〇〇		三四〇,六二六,一〇〇
附 金	〇,一五九,五〇〇			〇,一五九,五〇〇
繰 入 金	二,一四〇,五〇〇,〇〇〇			二,一四〇,五〇〇,〇〇〇
繰 越 金	三六〇,九六六,三〇〇			三六〇,九六六,三〇〇
				二七 〇

昭和二十五年四月二十日發行

北海道議會時報 第二卷 第四號

編 集 北海道議會事務局調查課

發 行 北海道議會事務局

電話 一、八二〇番